

第7回 食品表示一元化検討会

平成24年4月18日（水）

午後1時30分 開会

○池戸座長 それでは、皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、今から第7回「食品表示一元化検討会」を開催したいと思います。

まず、出席状況ですけれども、本日は上谷委員、中川委員がご欠席とのご連絡をいただいております。

また、田崎委員が、少し遅れてご参加ということをお聞きしております。

本日は、事務局の方から、先日、行われました意見募集、それから、意見交換会の結果につきまして、ご報告をいただいた後に、これらのご意見も踏まえて、各論点についてご議論をいただきたいと思っております。

各論点につきましては、議論の効率化ということを考えまして、事務局と相談して、たたき台案というものをつくりましたので、ご参考にしていただければと思います。

つきましては、検討会の議事に入る前に、まず、事務局から今後のスケジュールについてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○平山企画官 では、私の方から、今後の大まかなスケジュールについてご説明申し上げます。

今日の検討会が7回目ということでございまして、当初の予定でいきますと全部で10回ということでございますので、あと、今日を含めて、4回あるという予定でございます。回数が増えるかということは、これからの議論によりますけれども、予定としては4回あるということでございます。

それで、今、座長からもご紹介をいただきましたように、検討方向のたたき台というものを用意いたしまして、これにつきましては、今日と、できれば次回、多分、今日いろいろご意見をいただくとお思いますので、7回、8回くらいでご検討いただきたいと思っております。

そうすると、あと、残り2回になりますので、その後、たたき台についていただいたご意見等を踏まえまして、報告書案をまとめさせていただいた上で、別途提示すると、それについて、引き続き、ご議論いただくというふうな段取りを考えてございますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。ということで、回数も限られておまして、今、ご説明いただいたように、まずは、検討方向ということですか、たたき台についてご議論いただいて、それを踏まえて、次に、報告書案のご検討をいただくと、そのような段取りということでございます。

なお、今日は、いつもより少し時間を取っていただいて、16時30分に終了するという予定でございます。

3時間という長丁場ですけれども、円滑な議事の進行に、是非、ご協力のほど、よろしく願いしたいと思います。

どうぞ。

○鬼武委員 多分、限られた回数で、実は今回のたたき台の資料はいま見せていただいた。ということは、やはり時間的にはたたき台を十分に議論することを中心に置いていただきたいし、たたき台（確定案）の資料も、実は、今朝も早くから起きて待っていましたし、それに対するコメントペーパーも作成しています。これを座長のご許可がいただければ、多分、本日の討議資料としては参考になると思いますので、是非、配付させていただければと思いますし、できれば、たたき台の方に討議する時間を割いていただくことを、私はご要望いたします。

以上です。

○池戸座長 貴重なご意見をありがとうございました。

どうぞ。

○中村委員 前々回くらいに申し上げたと思うのですが、三菱総研がやった食品表示に関するアンケート調査へのご協力というのがあって、今まで、ウェブについてやったのと、それから、意見交換会があって、それからパブコメがあったと。

では、なぜ、この三菱総研が出されたものが、内容としては、食品栄養表示についてとか、原材料のこととか、実際、事業者についてやれる、やれない、遺伝子組換えに関しても含めてですけれども、こういう調査をおやりになっているのに、なぜここにご用意されていたか、これは永久に公開するつもりはないのか、すなわち、これは事業としては、まさに食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた消費者意向等調査事業ということで、これは、消費者庁のまさにこの検討会に向けた事業としておやりになっているわけでしょう。これをどうされるんですか。

○平山企画官 すみません。先日、中村委員からご指摘いただいていたしまして、今回、提出できるように作業を進めていたところですが、ちょっとまだ最終的に精査ができておりませんので、是非、次回には必ずお示ししたいと思います。

○池戸座長 それは、前回、そういうご要請があったかと思いますが、対応させていただきたいと思います。

それでは、ここで、カメラの方につきましては、ご退席をお願いいたしたいと思います。報道関係の方も座席の方にお移りいただくよう、お願いいたします。

（報道関係者退室、移動）

○池戸座長 あと1つ、ご提案なのですが、前々からこの検討会で、委員以外の有識者の方のご意見を聞いたかどうかというご意見があったかと思いますが。

それで、今日は、お呼びすることが間に合わなかったのですが、次回、その関連の有識者の方から表示をめぐる実情についてお聞きするという機会を設けてはどうかと思うのですが、今日の議論の結果にもよりますが、もし、よろしければ、そういう形をさせていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。ご要望が何回か今までも出ていたのが、私も気になっていたんですが、よろしいですかね。

どうぞ。

○鬼武委員 我々は、多分、時間が限られていると思っているから、今更どんな専門家が来るかわかりませんが、何を議論するのか、とにかく食品表示制度の枠組みをまず出していただかないとの心配をされており、抽象的に何かの専門家が来て、次回に話をしてもらおうといっても、それだけまた時間を取られるわけですね。

要するにたたき台から報告書をつくりたいということが目標ならば、そちらに集中すべきですし、後3回しかないのです。この点が私は重要ではないかと思っているのですけれども、どうでしょう。

○池戸座長 今日、たたき台の議論がなされると思いますので、その状況も見てということで、例えば、前から出ているのが、インターネット関係の人等が入っていないというご意見も出たかと思っていましたので、それをちょっと気にしているんですけれども。

どうぞ。

○森田委員 そういうことでしたら、会と会の間ですとか、そういうところに、別途、設定していただけないでしょうか。

初回の時にも、たしか山根委員だったかと思うんですが、例えば検討会の補助的なものに関して、別途設ける時は、回数に入れるのかどうかといった時に、入れないというお話があったかと思えます。ですから、そういう場合は別途設けていただければと思います。

○池戸座長 わかりました。では、回数も、さっき4回という話ですけれども、そこも踏まえて、十分たたき台の議論をするということによろしいでしょうか。

では、必要であれば、また、有識者をお呼びすると、そういう形にさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、議事の入る前に、まず、資料の確認をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○平山企画官 では、お手元に議事次第を配付してございますけれども、その下に配付資料一覧を付けてございます。

今回は、資料としては3種類、それから参考資料1種類ということでございます。まず、資料1が、中間論点整理についての意見募集結果の概要というものでございます。

それから、資料2が、先日、3月23日に行いました、中間論点整理に関する意見交換会の概要でございます。

それから、資料3として、論点についての検討方法、たたき台案でございます。

それから、参考資料といたしましては、資料1とも関連いたしますけれども、中間論点整理についての意見募集結果そのものを基本的に記載しております。ただ、かなり膨大な量でございますので、とりあえず、委員の皆様を含めた卓上配付のみと、今はさせていただいております。検討会後に、消費者のホームページに掲載することを予定しておりますので、ご参照いただければと思います。

それから、配付資料一覧の他に、山根委員から資料をご提供いただいております。これ

も参考資料として、今のところは、卓上のみに配付してございますけれども、後ほど、山根委員ともご相談した上で、ホームページの掲載を考えていきたいと思っております。

よろしゅうございませうか。議論の途中でも、例えば落丁とか、欠落とかがある可能性がございますので、ご指摘いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。先ほど鬼武委員の方からご提案があったので、それを配付をいただきたいと思っております。

部数に制限がありますので、卓上の方だけの配付という形にさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、配付されている資料に沿いまして、中間論点整理の意見募集結果の概要、資料1になるかと思っておりますが、それから、中間論点整理に関する意見交換会の概要について、資料につきまして、まず、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○平山企画官 では、私の方から、資料1及び資料2につきまして、ご説明申し上げたいと思っております。

まず、資料1をご覧いただきたいと思っております。1枚おめくりいただきますと、意見募集の結果の全体について掲げております。

期間といたしましては、3月5日から一ヶ月、4月4日までということでございまして、意見総件数は1,084件でございました。これから、募集結果をご説明いたしますけれども、このとりまとめに当たっての留意点が1点ございまして、例えば、お一方1件の意見の中で、複数の様々な趣旨が含まれている、文章が長くて様々な要素が入っているといったものにつきましては、それぞれの論点のところに計上しておりますので、件数としては1件なのですけれども、後から出てくる類似意見の総計欄で複数カウントしているということがありますので、その点だけご留意いただければと思っております。

それで、早速2ページ以下、本文でございまして、例えば論点の1でございまして。ここは、まとめ方といたしましては、意見内容というところの左側に1-1等表示をしておりますけれども、それは、一番左側に書いた主な考え方、意見募集の際にお示しいたしましたけれども、その主な考え方に類似するものをまず並べて、そこに入り切れないものをその他と整理しております。以下も同様ということでございまして、ご覧いただければと思っております。

2ページ目、論点1でございまして、ここは、1-1、既存の三法、JAS法や食品衛生法等々の目的を並立に位置づけるべきというのが、約35件ほどございました。その他にも様々な目的を並立にするべきという意見がございました。

それから、多い意見といたしましては、1-3というところで、例えば、消費者基本法の理念に基づき、消費者の権利を明記すべきと、これが75件ございました。

それから、やや似ている意見でございまして、目的に消費者の権利、その他にも表現がいろいろございまして、消費者の知る権利や、消費者の選択する権利等々というも

のを明記すべきというのが 73 件ございました。

下のその他のところでは、これは中段くらいでしょうか、食文化を守るということは大事ではないかというのが、100 件超ということでございます。ここはまとめてございますけれども、複数、かなりの数のご意見があったということでございます。

3 ページ目の方に行っていただきますと、ここは論点の 2 でございます。表示事項をどうするかというところでございますけれども、上から順次まいりますと、2-1-1、ここはなるべくパッケージの表示は絞り込んだ方がよいという考え方でございますけれども、例えば、一番上でございますと、表示事項を絞り込んで、文字を大きくして消費者にとって見やすく、わかりやすくすることを最優先とするというのは 42 件、それから、その次も、なるべく一般事項とか、健康危害に関する事項に限定したらどうかというのが 51 件ほどございました。

片や 2-1-3、これは、なるべく今の事項は維持した上で広げていくべきというご意見でありまして、ここは、53 件あったということでございます。

ずっと下に行っていただきまして、その他のところでございますけれども、遺伝子組換え食品の表示も義務化すべきということで、それに関する意見が全体で 100 件を超えるご意見を頂戴したということでございます。

4 ページの方に行っていただきますと、論点 2 の続きでございますけれども、ここは表示をわかりやすくするためにどうすればよいかということで、例えば用語の統一といったことは 34 件、あと、2-2-3 と 2-2-4 は、いわゆるパッケージ以外への表示をどうするかということでございましたけれども、こちらは、2-2-4、やはり基本的にはパッケージに表示した方がよいのではないかというご意見が 60 件、それから、パッケージ以外の表示媒体を使うことは適当でないというのは 33 件ということで、こちらの方に意見が寄っていたかと思っております。

続いて、5 ページ目で、論点の 3 のところでございますけれども、ここは、適用範囲の話ということでございまして、ここでいきますと、件数的には比較的少なめですけれども、3-3 のところ、個々に具体的に検討してはどうかというご意見が 29 件ほどあったということでございます。

進んで 6 ページ目に行っていただきますと、ここは検討例ということで 3 つほどお示しいたしましたけれども、そのうち 3-3-C、アレルギー表示等の話でございますけれども、アレルギー表示や栄養表示については、量り売りのお惣菜や、外食についても表示をしてほしいというご意見が、23 件、それから 30 件ということで、まとまったご意見を頂戴したかというふうに思っております。

そのページの一番下、その他のところでございますけれども、アレルギーを保有される方にとっては、発症のリスクを回避する上で、重要な情報だということで、65 件ほどご意見を頂戴したということでございます。

それから、7 ページ目の方に行きますと、論点 4 ということで、加工食品の原料原産地

についてでございます。

ここはかなりご意見が分かれたところでございますけれども、4-1 は基本的に従来の要件で考えていくべきだというご意見で 72 件ほど。

4-2 というのは、自主的なガイドラインでやってはどうかということで、ここも合計すると 100 件前後ということでございます。

それから、4-3 にまいりますと、原則として全ての加工食品に義務を課すべきというのが、これもやはり 100 件超くらいご意見がございました。

それから、少し飛びますけれども 4-5、商品名や、キャッチコピーに強調されるものについては、例えば割合を書かせるというのはどうかということで、これも 100 件超くらいまとまったご意見があったところでございます。

一番下でございますけれども、その他というところで、これは、加工食品というのは、様々な産地からの原料でできているということでございますので、原料原産地の表示というのは難しいというのも 100 件超あったところでございます。

続いて 8 ページ目、ここは論点 5 でございますけれども、ここもご覧いただくとご意見が分かれたところかと思っております。5-1-1、基本的に原則義務化すべきであるというのも 100 件超あった反面、5-1-3 のように、現行の制度を維持すべきというのも 100 件超というまとまったご意見をいただいたところでございます。

一番下のところですが、ナトリウムにするか、食塩相当にするかというところで、これも様々な意見がございました。ナトリウムがよいというご意見もあれば、食塩相当量がよいというご意見、それから両方どちらでもよい等という 4 種類の意見があったというところでございます。

一番下でございますけれども、表示順、今のところナトリウムの表示順を 2 番目にしてはどうかという提案をしてございますけれども、今までどおりでよいのではないかとご意見も 100 件超と、かなりまとまった意見をいただいたところでございます。

9 ページ目でございますけれども、ここは、表示の仕方というところでございまして、例えば 5-3-1、表示値の中でも、いわゆる計算値というご提案をさせていただいてございますけれども、それについてはよいのではないかとというのが 69 件ほどあったということでございます。

その他の意見でございますけれども、栄養成分はばらつきがありますので、なかなか正確性を担保するのは難しいというご意見も 40 件ほど頂戴したところでございます。

以上が論点に関する意見でございますけれども、それ以外にその他というところで意見をまとめてございまして、これは、最後のページでございます。ここは一元化について二面ありまして、やはり一元化すべきというのが 40 件あった一方、一元化のやり方によっては混乱を招くことがあるので、ちょっと気を付けた方がよいのではないかとご意見が 22 件ほどあるということでございます。

あと、実態調査、ヒアリングいただきたいというご意見が 26 件あったところでござい

す。

それから、消費者啓発、すなわち消費者教育も取り組んだ方がよいのではないかというご意見も 23 件ほどあったところでございます。

これが、意見募集全体の概要でございました。

続いて、資料 2 でございますけれども、これは、3 月 23 日にありました意見交換会の概要ということでございまして、ここも大体、今、ご説明した意見募集全体の概要と似ているところでございますけれども、一応、2 種類に分けまして、複数の発言者からあったご意見については◎を付しているところでございます。

例えば、論点 1 でいきますと、既存の三法の目的を含めるべきだということ。

あとは、その他の方に入れてございますけれども、消費者の権利を明記すべきということや、景品表示法等を含めて体系的に整理すべきというご意見をいただいております。

論点 2-1 につきましては、表示を限定するというご意見を頂戴している反面、2-1-3 の関連で、今の表示事項を維持した上で、消費者の関心の高い事項を追加するというご意見をいただいているところでございます。

少し飛びますけれども、論点 2-2 の方にまいります。2 ページ目の中段でございましてけれども、例えば、◎が付いているところでございまして、2-2-2 の関連で、表示をわかりやすくするためには、なるべく事項を絞り込んで簡単にして、その分、文字を大きくすべきということや、消費者が必要とする表示の優先度に配慮した見直しというものが大事だというご意見があったところでございます。

2-2-4 の関連でいきますと、先ほどもありましたけれども、パッケージ以外の表示というのは、消費者の側、事業者の側の双方にとって難しい課題があるということでしたので、なるべくパッケージの表示の方がよいというご意見がございました。

それから、論点 3、2 ページ目の下でございましてけれども、ここも考え方 3-1 というものをご支持するというご意見があった反面、それ以外にも表示をしてほしいというご意見もあったところでございます。

3 ページ目、論点 4 のところにまいりますと、まず、考え方 4-1 というところ、現行を維持するというご意見を複数いただいた反面、考え方 4-3、基本的には全ての加工食品に義務化すべきというご意見も複数ご意見をちょうだいしたところでございます。

あとは、その他の意見でございましてけれども、例えば国内産業が空洞化するということや、原料原産地の表示というのは、原料を複数使っている場合等では難しいというご意見、これは、複数頂戴したところでございます。

あと、論点 5、栄養表示のところまいりますと、ここもやはり栄養表示を義務化すべきというご意見もございましたし、あと、仮にするとした場合は、中小・零細の事業者のことは除いてほしいということ。

4 ページの方に行っていただきますと、5-1-3、これは現状の維持というご意見でございましてけれども、複数のご意見を頂戴したところでございます。

それから、表示値の設定につきましては、基本にご支持するという意見がございました。あまり、これについて否定的なご意見はなかったかなと思っております。

それから、5ページ目の方に行っていただきますと、論点に対応しないその他のご意見というのいろいろ頂戴いたしましたので、これもテーマごとに整理してございます。5ページ目の中段くらいからでございますけれども、例えば執行体制ということでございますけれども、法律の執行体制も議論すべきということや、今、監視・執行体制については、役割分担をしてございますけれども、そういったものの統一を考えてはどうかということ。

それから、個別の表示事項につきましては、上からまいりますと、アレルギー表示の厳格化ということや、遺伝子組換え食品、遺伝子組換え飼料、添加物等々、様々なご意見をいただいているところでございます。

その他の方に行っていただきますと、例えば、一元化する必要性そのものを検討して明らかにすべきということや、慎重な議論を求めるといような多様な意見をいただいたところでございます。

すみません。大変駆け足でございましたけれども、私の方から資料1、資料2の説明は以上でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。ただいま、パブリックコメントの1,000件を超えるご意見をいただきまして、その概要をまとめたもののご説明と、意見交換会の概要をまとめたもののご説明がございました。

意見交換会にも、この委員の何人かの方々は出ていただいたかと思いますが、今、ざっと本当に駆け足でご説明いただきましたので、ご質問等ございましたら、また、確認でも結構でございますので、何なりと出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○丸山委員 まとめていただいてありがとうございます。それで、直接意見募集と、それから意見交換会の手前の話なのですけれども、これを実施する前のところで、事務局にいろんなどころから意見書等、意見、要望等を含めて出ていると思うんです。その辺のところの扱いについては、どうなのかということと、委員としての要望としては、それもオープンにしていいただきたいというのをお願いします。

○池戸座長 ありがとうございます。それは、前も、たしかそういうお話が、この検討会でもあったかと思うのですが、それは可能ですね。

○平山企画官 わかりました。こちらでも検討させていただいて、ご相談させていただきたいと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○鬼武委員 中間報告等、いろいろ資料をまとめられて大変ご苦労様でした。

これから、どれだけ分析ができるということもあるのでしょうけれども、先ほどこれま

でいろいろな消費者アンケートを取ったものについても考察すべきであるとの意見が出されたように、本日後半の部分でたたき台の議論が出てくるので、その中で事務局の方で意見を集約されて、今回の意見交換会もしくはパブリックコメントを総合的に判断して出されたと思います。私も、中村委員から出たように、他のとといいますか、1つ大きいのが抜けているのは、第6回の食品表示に関する消費者意識調査、ウェブアンケートも取って、その回の検討会では一応、アンケートを取ったということで説明があったのですが、その内容について消費者の意識調査として多分分析としては参考になるのではないかとということが1つです。

それと、3月14日に農林水産省と協賛というか、どこが主催かわかりませんが、急遽400名くらい事業者等の関係者を集めて、説明会を開催しています。そこでもいろいろ意見を出されていますね。ですから、いろんな場面で説明をされていて、そこでも意見が出されていると思いますから、そういうものも是非、総合的に参考にさせていただくことが重要ではないかと、私は思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。今のお話は、今日お配りしたものの1ページに書いてある内容ですね。ですから、幅広く意見を反映してくださいということですね。

その他、どうぞ。

○山根委員 意見募集の概要をいただいたんですけども、前もっていただいたものと数字が随分違って、ちょっと今、驚いたんですけど、例えば100件以上のものは、全て数字は書かずに、100件超という言いぶりに変えたわけですね。細かいところ、数字が、今日配ったものと、少し前にいただいたものと違っているのは仕方がないと思うんですけども、例えば7ページの原料原産地表示の義務化のところなんかは、前にいただいた時には、500件近い人が、私も驚いたほどの数字が、原則として義務を課すべきということを出ているということで紙をいただいています。

ただ、今日の資料だと100件超ということで、150件のものと4百何件のものと、同じ100件超というので資料をいただくのは、ちょっといかがなものかなと思います。他の72件とか81件というのは細かい数字が出ていて、101件でも400件でも同じ100件超という示し方は、ちょっといかがかなと思って述べさせていただきます。

○池戸座長 どうぞ。

○増田課長 まさに今回の意見募集の概要をつくる上で、最大作業量も要したし、難しかったのが、この件数です。もともと自由記載のものを、ある程度カテゴリーをまとめて件数を数えているということに加え、一応論点ごとにご意見をいただきたいとお示ししているんですけども、例えば論点1の中で原料原産地について書いてある等、さまざまなケースがあって、なかなか正確に数え切れないという事情がございました。

それで、何回やっても数がぴったり合わなかったということもあって、100件超は100件超とさせていただきます。

そこについては、いかんともし難いところがあるので、参考資料として、まさに原文をそのままお渡ししましたので、適宜これを読んでご評価いただければと思います。

○池戸座長 今のは私の考え方として、山根委員の方は、具体的な数字があつて、それで100超ということでまとめたので、具体的な数字があつた方がということですね、わかりやすいというか、そういうのを示してくださいというご要望ですか。

○山根委員 わかりやすいかどうかというよりも、前回いただいたものに、例えば、ここに原料原産地だけにこだわるわけではございませんが、ここに477件という数字で資料をいただいている、それで今日見ると100件超というかなり開きがあるので、そこにはちょっと、私は問題意識を感じるわけです。

○池戸座長 今、事務局としては、数字の数え方も厳密にいうと、ちょっとという話もあつて、100以上のものはまとめさせていただいたということだと思つてのですが、どうぞ。

○鬼武委員 数のところは、最初と違うので、それは正確な数字というか、ある程度正確な数を記載した方がよいと思いますが、今回の意見募集を行う時に、私は意見として第6回の検討会の時に申し上げたのですが、多分こういうことは予想されたわけです。いろんな意見が出て、そこで一番注意をしないといけないのは、これは多数決ではないということと、もしくはどれかを選ぶものではないから、ある程度目安になるといった程度のことだけあることは、この検討会では確認しておかないといけないことです。数が多いからこの議案についてはこれでよいというふうには、私はそこまで議論していないと考えています。6回目検討会の時に、私は当初絞って出すべきだと発言しています。しかし、事務局の考えでは、パブリックコメントでは広く聞くということだったので、絞らずに広く聞くことであると回答されました。ですから、こういうふう意見はばらけているし、数も多くなる、当たり前で想定されていたことです。数が多いから、意見を多数決により決めてしまうことにはならない。その辺は是非注意してほしいですし、パブリックコメントを集約した中では、これは八十何件あつたということだけではないと正確に経過を含めて説明しなければいけないでしょう。すみません、中身の議論にならなくて申し訳ないのだけれども、パブリックコメントを集約した取扱についてはまず丁寧にやってもらわないといけないと考えます。検討会を傍聴している人には結果は理解できますが、検討会に来ていない人とか、あと、インターネットで公開された消費者庁の資料をウェブ上で見た人にとっては、誤解されることもありますので、是非、この点は注意してください。本題から外れ、他のことの発言になりましたが、重要な点ですので発言しました。以上です。

○池戸座長 では、順番に、どうぞ。

○中村委員 資料2についてですけれども、先ほど景品表示法、計量法と三法以外の食品に関してということなのですが、現行では明らかに酒税法について、これを取り込むべきではないかという明確な意見があつたと思うんですね。これは、食品衛生法から言えば、第4条の明らかに食品だし、酒税法では、賞味期限の設定については、これは食品衛生法の適用を受けるとなっているわけですね。だから、明らかに酒税法も取り込まなければい

けない。

ただ、なんで酒税法が書かれていないのかなということが、私は1つ疑問になって、それが逆に言えば、酒税法では製造時期について賞味期限を書いた場合でも、製造時期は省略できないとなっていて、一方、意見交換会の中では、後で出てくるのでしょうか、製造日の併記の話もあるわけで、そうなってくると、そこらの議論もきっちりやらないと、酒税法も絡めて製造時期とか、製造日の話、賞味期限の話、それから、根拠となる法律の話をしっかりやらないといけないと思います。

そこでは、論点としては、多分、議論が上がってきていないが、きちんと議論しないと、賞味期限設定に当たってはJAS法の消費者の選択に資するという観点が必要なのか、要らないのかという議論も、やはりやっておかないといけないのではないかと、私は思ったんです。論点1の資料2に関して、ちょっと拡大しましたがけれども、以上です。

○池戸座長 この委員会の委員としてのご意見と、意見交換会で出たものとの交換会で出たものを事務局で、確かに漏れているのはあるかもわかりませんが。

次に、二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 先ほど鬼武委員がおっしゃいましたけれども、多少でも、そういう情報交換会、この件についてやられているということで、全体として、どれだけ行われているかわかりませんが、せっかくそういう多くの方々が集まって、そこで出されている意見というのは、やはり我々検討会でも、ある程度把握する必要があるのかなと、パブリックコメントにしても、例えば1,000件以上集まっていると、これは、多いのか、少ないのか、ちょっと判断できかねますけれども、私どもが知り得る範囲でいうと、なかなか多くの、例えば、事業者については知られていなかったなという反省の意味も込めてあって、広く意見を公募したことになるかどうか、ちょっとはつきりしませんけれども、せっかくいろんな形で、そういう意見交換会等が行われているとすれば、せっかくやられたものについて、やはり把握しておく必要があるのではないかと思います。

そういう意味でいうと、重複しますからあれですけども、そういう点に配慮いただいて、いずれかの時に、ここで資料配付なんかをしていただければと思います。

それから、意見公募の中で、論点整理の範囲外のこととしてとなっていますけれども、監視・執行体制の関係ですけども、私は、他の委員さんもずっとおっしゃっていましたが、現行制度のレビューをちゃんとやりましょうと、やった方がよいということをやり返してあったと思うんですけども、そういう意味でも、監視業務に当たっている省庁あるいは自治体の方々は、製造、加工、流通、販売の各過程、現場を熟知していらっしゃると思いますので、新しい一元化の法律を考える時には、そういう方々の問題意識とか、新法の内容と現状との整合性といいますか、考え方なんかについても、やはり把握しておく必要があると思いますし、あるいは、いわゆる省庁調整みたいなものが行われているとすれば、やはり主要な問題点とか、問題意識等については、教えていただきたいと思いますし、今後もそういうことをやられるのかどうか、教えていただければと思います。いかがでし

ようか。

○池戸座長 最初に丸山委員が言われたように、今回のパブコメあるいは交換会以外の意見もできるだけ参考にと、そういうことの一環の中で、今まで取られているものもあるでしょうし、これから、今、取られる予定があるかどうかと、そういうことですね。

○二瓶委員 共管事項ということになるんでしょうけれども、他省庁。

○池戸座長 省庁関係のことですか。

○二瓶委員 はい。あるいは自治体で監視業務に当たられているわけですから、そういうところの意見というのは、是非必要なのではないかと思うんです。何か見落とししたり、重要なことを欠落した、整合性を欠くようなことになってはまずいと思いますので、今までやっていないとすれば、是非、何らかの形でやってほしいなと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○増田課長 たびたび申し上げておることですが、新しい法律をつくるわけですから、そこにおける監視体制について、議論が必要であるということは当然だと思います。

ただ、一方、この検討会では、まさにどういう表示を今度させていくかということを経験していただきたいと申し上げていて、まず、ここでは、論点でたたき台を示したような、表示をどうするかということ、まずご議論いただけないかということでございます。

執行体制については、当然、議論が必要だと思っておりますけれども、それは、前々から申し上げているとおり、行政がどう効率的に執行できるかという話が非常に重要ですので、基本的には、政府部内で考えていきたいと思っております。

○二瓶委員 私が申し上げたいのは、執行体制を一元化するというのを現段階で言っているのではなくて、現場でそういう業務に当たられている方々、部局の人たちが、結構貴重な意見とか考え方をお持ちだと思うんです。それで、検討する場合に、進めていく中で、こういう点を落としてはいけないんだろうとか、今、こういう点で非常に問題を抱えているとか、あるのではないかと思うから、できるだけそういう自治体を含めて、監視業務に当たられている方々の意見なり、要望なり、そういったものについて、限られた検討会のメンバーだけではなくて、広くそういう意見、考え方をもっと集めた方がよいのではないかと思うんです。今後、具体的な表示の基準だとか、何かをつくる、あるいは統合していくという中でも、そういうことが非常に大事になってくると思いますので、是非、検討していただけないでしょうか。

○池戸座長 それでは、どうぞ。

○迫委員 いくつか皆様方から意見が出てきておりますけれども、まず、監視執行体制に関しては、私のお隣、今、まだ遅れていらっしゃるけれども、田崎委員は、その専門家でございますので、この検討会で、かなりご意見をいただけるのではないかとこのところでございます。

それから、さまざまな資料や、またはいろいろな会議等々のご意見がいただけるのではないかとのこと、確かに、いろいろな意見は出ているだろうと思われま。

ただ、今回の資料1と資料2、これを比較して見た時に、ほとんど内容的には重複していると思われます。

そうすると、かなりのものが、その重みづけは別としても、この資料1、資料2の中で網羅されているのではないか。

そういう意味で、当たっていただくことはよいかと思うんですが、それを確実に資料として使うかどうかというところは、また、別の問題だろうと思われます。

それから、消費者を中心にしたウェブ調査、これは、多分、報告書の中にきちんと盛り込んでいくべき項目が出てくるのではないかと思われますので、これは、きちんと示していただく必要があるだろうと思っております。

最後になりますけれども、今までの議論の中で、三法を新法にしていくと限定された形での、つまり、一定の期間の中で新法にもっていけるものを、そして、きちんと成果の上がるものに集約した形で、この議論を進めるというふうな形で動いてきておりますので、この段階で、議論の間口を広げてしまうと、とりまとめができなくなっていくであろうと懸念しております。

そういう意味で、たたき台の方の議論に早く入っていただいた方がよいのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。森委員、どうぞ。

○森委員 これから、たたき台の検討に入るのかと思いますけれども、今までの意見交換会、それからパブコメを含めて検討のやり方ということに関して、一言意見を申し上げます。

まず、最初の意見交換会ですけれども、これは、消費者団体の方から多様な意見が聞かれるのかなと思っていたんですが、実際には、住所等も同じような方たちの意見がほとんどであったのではないか。

そうしますと、懸念しておりますのは、申込みがあったグループは、複数登録されてしまうということもあるのかもしれませんが、1つのグループの意見が、消費者の代表的な意見になってしまうということを非常に危うく感じておまして、事務局の方では、当然、その辺のところを十分精査していただいているものと思っておりますけれども、この意見交換会の進め方についても、今後やるようなことがあれば、十分検討いただきたいと考えております。

それから、パブコメにつきましても、基本的には多くの意見が出された、それは非常に関心があったものというふうには理解できますけれども、やはり内容を、先ほどもご意見が委員の方から出されておりましたけれども、よく確認していただきたい。理由なく、根拠なく、出されているような意見がありますが、これからこの国の将来に渡っての食品表示の基をつくるという意味においては、そこのところも十分精査していただく必要があるのではないか。

これからの議論の1つの重要な参考になるということになると思いますので、是非、そのことはお願いをしておきたいと思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。いずれにしましても、さっきどなたかから出ましたように、今回は、事務局として概要という形で、意見の数が多いとか少ないというのではなくて、今回の論点のところに、参考になるという、そういう観点でまとめていただいたということでございます。

また、よく読めば、これ以外の貴重な意見もあるかもしれませんので、その辺は、委員の皆様方のご意見として、また、反映していただければと思います。

よろしいでしょうか、どうぞ。

○森田委員 さっき山根委員からお話のあった数字の100件超というのは、結局のところ、数字は出していただけるということになりますでしょうか。

○池戸座長 それは、出してほしいということでしょうか。

○森田委員 他の厚生労働省とか食品安全委員会のパブコメでも全部数字が出ている中で、ある意味では消費者庁ともあろうものがどうか、情報公開という意味で、こういうふうに100件超とまとめるのは、やはりちょっと問題があると思います。数字はちゃんと、多数決とは別としても出していただけるのでしょうか。

○増田課長 そもそも自由記載で記載していただいたものを、カテゴリーに分けて数えておりますので、そういう意味で、正確に数えるのは難しいと申し上げました。

それで、意見については、全て参考資料として出していますので、そういった意味では、全意見を皆さんのお手元にお渡ししているという状態にあるということです。

○森田委員 数字は出さない。

○増田課長 正確な数字が知りたいとは、すみませんが、その項目を数えてください。

自由記載なので、ご覧いただけるとおわかりになると思いますけれども、ニュアンス等がもちろん、一個一個違います。そうすると、これは同じご意見なのかどうか等、数えるに当たっての困難さというのはご理解いただけたと思います。

○森田委員 困難さはよく承知した上で、その上で。

○中村委員 議事を進行してください。中身をやりましょうよ。

○池戸座長 ただ、100超というのには、ある程度、数え方のやり方もあるのですが、一応、具体的な数字が出ているはずなので、それを示すというのは、別に、そういう前提で、正確でないという前提でもよろしければ示してもよいのじゃないですかね。どうなんですか。

○山根委員 81とか82という数字があって、あと100超というのは、ちょっとバランスがおかしい、だったら50超、100超、150超ならまだわかるけれども、細かい数字は、100以下の数字はちゃんと1の位まで出ていて、あと全て100超というのは、ちょっと大雑把過ぎませんか。

○池戸座長 事前にお配りした資料に数字が載っていたということであれば、そういうの

で改めて、そのレベルでよいのではないですか、お示ししても、数字にこだわるのはどうかと、私も思うんですが。

○市川委員 私は数字には、こだわるべきだと思います。ただ、よい意味でこだわる時と、ネガティブにこだわる時があります。数字は出してしまうと、一人歩きをしてしまいます。今回のこのような顛末というのは、ある程度予想されたのではないですか、私たちも意見書で出しております。パブコメを求めるに当たって、このような中間論点整理の形がそもそもというようなお話もしておりました。

なので、数字については、出す、出さないは、やはりはっきりしてほしいし、出すんだったら、どういうふうなまとめ方として出たんだということを丁寧に書いていただかないと、世の中は誤解すると思います。

○池戸座長 私がこだわらないと言ったのは、ちょっと語弊があると困るのですが、少なくとも数字を並べている以上、2つ、1つ単位のものもあるし、100 超でまとめているのがあるというところにこだわっているというだけの話なので、どうですか、あまりこれに時間を費やしてもと思いますので、数字を出していただきたいと、一応、とりあえずということですね、出さなくてもよいということですか、では、この100超という形にさせていただきたいと思います。

○鬼武委員 中身の議論ではなくて申し訳ないのですけれども、先ほど申し上げた様に、予想されたことですし、ここで検討会の委員がまた100超という数字の教え方でよいというふうに誤解されても困ります。パブコメを出した人にも、意見集約の結果次第では落胆すると思うのです。やはりそれなりにきちんとした説明で、今回、こういう取り扱い方で、限られた時間で仕方なくこうなったとか、経過を説明してもらわないといけないと考えます。委員が言ったからこういうふうになりましたというようなことは避けてください。

というのは、なぜかという、別件で申しますと、中間報告の意見交換会の時われわれは委員として座っていました。検討会の委員は誰も意見を言わないというのが新聞で書かれていました。検討会の運営上、我々委員は傍聴席にただけで、意見や質疑応答のために陪席するような責任ではなかったわけで、しっかり意見を聞き取っていたわけですから、メディアの人にはそのように誤解されてしまいました。特に気を付けないといけないのは、この検討会が終了した後、消費者庁が資料を公開した時に、中間報告の論点整理にかかわるパブリックコメントは、関心の高い関係者からが精力的にコメントを作成したものに対して、消費者庁はそれなりの誠意ある回答のためにも時間をかけてもやらないといけないし、誤解を生じさせないような表現に是非していただきたいと思います。この点は是非慎重にやってください。

○池戸座長 わかりました。最終的に、まとめ方として、100超というものの計算の考え方、どういうふうにまとめたかということ、そこは誤解のないように一応、きちんと書くということでどうでしょうか、よろしいでしょうか。

では、そういうふうにさせていただきたいと思います。

では、いよいよたたき台の方に議論を移らせていただきたいと思います。

今回、前回の5つの論点を踏まえて、今までのパブコメあるいは意見交換会等の意見を踏まえて、一応、たたき台の案という形でまとめさせていただきました。これにつきまして、これからご説明を事務局からしていただきたいと思います。

それで、かなり重要な内容でございますので、一応、議論の進め方としては、論点を基にテーマを区切って議論していったらどうかと思っております。

ということで、まず、1ページから2ページ目の論点1、目的のところについて、まず、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 では、私の方から、資料3「論点についての検討方向（たたき台案）」についてご説明申し上げます。

全体の構成としては論点ごとにそれぞれの検討方向のたたき台を示しているところでございます。

今、座長からお話ございましたように、まず、論点1、1ページ目から2ページ目の冒頭まででございますので、そこまで、まず、かいつまんでご説明申し上げたいと思います。

まず、論点1でございます。食品表示の目的について、新たな食品表示の制度の目的をどのような内容とするべきか、ということでございます。

まず、1段落目「現在」とございますけれども、ここは、今の制度をかいつまんでご説明しております。様々法律が各種ございまして、それらを基にして、容器包装への表示、これを義務づける、それによって消費者の方々に必要な情報を提供しているというところでございます。

次に2段落目「これらの情報提供は」というところでございますけれども、それぞれの制度の目的に沿って義務づけが行われているというところでございます。

ただ、消費者の安全の確保や、更には、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等が消費者の権利であるということ、それを尊重する消費者基本法がございますので、その基本理念、これを実現するためには、これらの情報が共通の目的を持つ制度の下で、消費者の皆様にも適切な形で提供される必要があるということでございます。

3段落目「ところで」というところでございますけれども、このような情報、これは消費者の方が実際に目に触れる、そして、その内容をちゃんとご理解いただくということによって初めて意味があるのだろうということでございます。

例えば、多くの事項を表示させることになれば、提供される情報というのは増加すると。ただ、仮に多くの情報を消費者の方が見て、その内容を瞬時に理解できるとは限らない場合もあるのではないかとということでございます。

特に、容器包装というのは、これまでもご議論にありましたけれども、スペースには限りがあるということでございますと、限られたスペースの中で表示の事項を増やしていくと、どうしても見難くなるというようなことが物理的にあるのだろうと思います。そうす

ると、最悪、消費者の方が情報を適切に理解できないという場合もあるのではないかと思います。

それで、4段落目「また」というところでございますけれども、ここは、消費者の方に提供されるべき情報というのは、様々なものがあるということでございまして、それをご覧になる消費者の方も、それぞれの方によって優先順位、重要度が違うということであろうかと思えます。

例えば、アレルギー表示でございますけれども、安全性に関わる情報でございますので、消費者の方、特にそれを必要とされる方、その方々が確実に理解し、実際の商品選択の際に役立てられるようにする必要性が高いと考えられるというところでございます。

以上が考え方でございまして、そこで5段落目「以上を踏まえれば」ということでございますけれども、まず、基本的な考え方といたしましては、まず、表示の義務づけを課する表示の基準制度、これを一元化するという際には、消費者にとっての情報の重要性、これを考えた上で、必要な情報が消費者の皆様適切に提供され、かつ、それらを受け取る消費者の皆様がその情報を正しく理解する。それらの情報を基に、きちんと商品を選択できるということが必要ではないかという基本的な考え方を押さえておきたいと思っております。

2ページに行っていただきますと、様々な商品情報の中でも、アレルギー表示、期限表示、保存方法、このような公衆衛生の観点で必要な情報は、衛生上の危害発生というものに直結するというところで、特に重要であろうと思っております。

ですので、このようなことを踏まえますと、最後「このため」というところでございますけれども、食品表示の目的につきましては、消費者基本法に示された消費者の権利を踏まえながら、食品の安全性に関わる情報、これが消費者の方に確実に伝えられるということをも最優先とし、また、品質等、消費者の皆様のご選択、このようなものに資するために重要な情報の提供ということにしてはどうかとまとめております。ご議論のほど、よろしくお願いたします。

○池戸座長 ありがとうございます。ということなのですが、書いてある意味の確認も含めて、ご意見等ございましたら、どうぞ、ご質問でも結構ですので、お願いたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 いつも気になることなのですが、書き順です。食品衛生法第4条で、全ての飲食物を対象にしているわけですので、順番から言えば、食品衛生法が先に出てくるべきで、JAS法はその後でよいのではないかと。もちろん、健康増進法は、食品衛生法から分かれたわけですから、その書き順については、大変私は気になるので、食品衛生法を前にもってきていただいた方が、後の2ページ目の上のアレルギーとか消費期限とか保存方法が公衆衛生上必要な情報だという、そういう観点からしても、私はそう思うのですが、いかがでしょうか。

○池戸座長 ありがとうございます。仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員　ここで食品表示という言葉の定義ということなのですが、食品の表示は、加工食品にとどまらず、生鮮食品にも表示があるわけですし、当然、容器包装されたもの以外についても表示があるわけで、ここでいう食品表示というのは、どういうことを言うのかということを引きちんと定義しないと誤解を生んだり、今、食品業界では、私たち小売ですけれども、やはり生鮮食品の表示とか、そういったものについては、非常に悩ましいところもありますので、そこの定義だけきちんとお願いしたいと思います。

その後、ばら売りの問題に言及があったりするので、よろしくお願ひしたいと思います。

○池戸座長　ありがとうございます。鬼武委員、コメントを出していただいていますので。

○鬼武委員　卓上配付のコメントペーパーをご覧ください。論点のコメントは別に青点線の囲みで記載して、本文への修正は赤字となっています。後で事務局でご覧いただいて、少し修正していただければと思います。

それで、私が1つ論点として思っているのは、この中で、最終的には食品の安全性に関わる情報、それから、それにプラスして商品選択上、重要な情報ということを位置づけてはどうかという提案ですけれど、では、食品の安全性に関わる情報とは何を指すのかというのが、この中で議論されなければいけないと思っております。

お手元の皆さん方にある資料の方で見ていただくと、まず、食品の安全性というのは、関わる情報を定義することは可能であろうかということですね。現行の食品表示制度の中では、JAS法というのは、一般消費者の選択に資するための品質に関する情報であり、食品衛生法は、公衆衛生上必要な情報となっており、健康増進法は国民の健康増進を図るための情報と、それぞれ目的が異なっているわけです。

したがって、現行の表示制度の目的から考察すると、新しく食品の安全ということは、どのように定義できるだろうかということですね。

例えば、食品衛生法上で、公衆衛生上必要な情報として、例えば食品添加物については、今は、食品安全委員会ですリスク評価がされて、その上で厚生労働省が適切な使用基準なり規格基準を設定されている。遺伝子組換え食品も同じで、これは安全性が確認されたものだけが許可されているということで、これは食品の安全の情報とは直接関係はしないと思っております。

EUでは、新しい食品表示情報を扱う規則の中では、消費者の健康の保護及び食品を安全に取り扱うための情報ということで、そういう項目はありますが、日本でそれと同様の項目について検討するならば、それなりに定義をしないといけないということですね。

コメントペーパー5番目のところは、オーストラリア及びニュージーランドでは、2011年1月に表示のロジックということで、食品表示法の法律と政策に対するレビューというものがあるなされていて、そこでは、今回の三法とは違いますが、行政の介入すべきもの、それから自主的な産業界の主導という基点がありまして、取締法としては食品基準法と消費者保護法ということで、そういう中で、カテゴリーとして食品安全性というのが、直接健康への危害のもの、それから予備的公衆衛生、それから新規テクノロジー（遺

伝子組換え、ナノテクノロジー等) とか、消費者価値という階層に分類し、消費者価値はどちらかという、自主的な管理ということで分かれています。

もし、こういうふうな定義をするのだったら、再度日本でも食品の安全とは何か、現行の義務表示について、全体について、横並びに並べて、その上で、どういう項目であるかということ进行分类しなければいけないと思ひまして、食品表示レビューを全部しないと、食品の安全とは何かということをきちんと議論した上で決めないことであり、このままの議論では委員の中でも認識がばらけるのではないかと思ひます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。今のご意見は、安全に関わる情報の定義を明確にということですね。

その他、いかがですか、森委員、どうぞ。

○森委員 ただいまの論点1のところのパラグラフが2番目のところでございますけれども、その5行目になりますか「これらの情報が共通の目的を持つ制度の下で」というところがございますけれども、この共通の目的を持つというところについて、わかりにくいとか、具体的にどのようなことをお考えになっているのか、事務局の方からご説明いただければと思ひます。

○平山企画官 各法をまとめるといった時に、この後にも出てきますけれども、例えば、用語の定義を統一するといった場合に、今の目的をそのまま、ただまとめてしまうと、結局、目的、要は頭のところがばらばらになったままということですので、なるべく目的をまとめて、食品表示の制度としては、できるだけ共通化するという意味で、ここではこのように表現させていただいたということでございます。

ですので、今ある三法、それ以外もあるかもしれませんけれども、それらのものが、ただ単に並行移動するのではなくて、様々な検討をしながら、共通するものはまとめて、できるだけ目的としては1つに近づけるという意味で共通の目的というふうに表現しているところでございます。

○神宮司審議官 ちょっと補足いたしますが、先ほどの鬼武委員のご指摘にも少し関連する話でございます。食品表示の目的ということについては、例えば、法律で書くのであれば、法律の第1条で目的と書くところで、多分、そこで食品表示の目的をどう位置づけるかということの関連が出てくることになるかと思ひます。

その時に、安全性というものを最優先として、他方、消費者の商品選択にとって、商品選択上重要な情報であるかどうかということをお慮する。それを総合的に考慮した上で、表示の義務づけ事項として何が必要かを考える。その表示の義務づけは何が必要かというのは、これは、個別の具体的な規定の方で規定されていくということになると思ひます。

その時に、鬼武委員の方からお話があったように、必ずしもこの表示義務事項は安全性の方で、こちらの表示事項はそれ以外の要素による商品選択上重要な事項であるというように、必ずしも表示の義務事項が1対1対応していなくてもよいのではないかと思ひてお

ります。

共通の1つの目的の下でそれらの表示事項の解釈をした方がよいというのは、いろんな目的が並列的に書かれていると、例えば具体的規定の中に、「不当に」といった、一般条項と申しますけれども、そういう不確定概念というものが用いられている時に、目的規定の方を参照して解釈するということにしますので、その意味で、規定の解釈、運用のわかりやすさを確保するためには、目的というのは、できるだけ簡明で、かつ、各表示義務事項の意味を考える上で、共通に参酌される規定ぶりであった方がよいという意味でございます。

その意味では、安全性ということと、その他消費者の商品選択上の重要性ということを総合的に勘案した上で、各規定の解釈を考えるという形で、目的規定と各具体的規定との間の解釈関係を考えるという、そういう発想になります。

例えば、具体的な表示事項が、これが安全性に直接関わる事項であるかどうかは別として、消費者の商品選択上は重要な事項であると、そういう形で表示の義務づけの根拠を考えることは可能という形で、食品表示の目的を考えるというふうに考えております。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 反論するわけではないですけれども、そうはいっても最優先するものが、ここに書いてある食品の安全性に関わる情報ということを知れば、それは一体何ですかと、普通の人は思うわけですね。そういうことについて、ある程度、法律上の解釈なり、その2つのことを融合しているというのはよくわかりますけれども、先程説明したように、海外では食品表示項目もついて個別に定義や協議をした上で、表示のロジックはつくっているわけです。そのロジックが、日本では今の食品衛生法なりJAS法なり、今まで別々だったわけですね。それを今度1つにするということだったら、新たに、そこで食品表示制度の枠組みとして出てきて、その中で、個別に優先度が高いものがあるということであれば、表示を選択する人によって、ある人は期限表示だろうと、別の人は栄養表示だろうと、この認識は違うと思うのです。だから、それはある程度は具体的に議論するなり、どういう項目であるか、これは両方重複しているかもしれませんが、安全性なり、品質なりということで、この点について議論しないといけないと考えます。ここは安全性が優先ということが書いてあるので、今までですと、食品表示の制度で分かれているから、公衆衛生上というのが、それはわかりやすいのだけれども、今回の提案のように食品の安全となると、多分一般の人は、食品添加物とか、遺伝子組換えを食品の安全性と認識していると思われまふ。まずはこの点を整理してほしいという趣旨です。

○神宮司審議官 ご理解いただいているようでございますので、繰り返しませんけれども、目的規定に安全性と、その他商品選択上重要な事項という形で書いていて、これが、アンド・オアの関係という形になっております。

その中で、安全性についての定義は何かということを知れば、それは答えなければならないので、最終的に報告書を書く時に、注意していきたいと思ひます。

他方で、さっき言ったように、ある表示義務事項がある時に、それが厳密に直接安全性に関わる事項かどうかということに対し、いろいろご意見がある場合であれば、その点は措くとして、しかしながら、商品選択上重要な事項であろうという形でも法律上の位置づけができるようにしておくということは、この食品表示の目的全体のところから言えば、必要なのではないかということでございます。

趣旨といたしましては、単純に三法の目的を全部合体して、それぞれの用語の目的に全部羅列するという考え方と、それから消費者の商品選択上重要な事項というところに収斂させると、その2つの考え方があったわけですがけれども、まさにいただいたパブリックコメント等のご意見と総合的に勘案させていただいて、その両極端ということではなくて、目的はなるべく簡明にするけれども、やはり安全性とその他という形は、食品の特性上必要だろうということで、間を取って、そのような形の食品表示の位置づけにはどうかということでご提案させていただいたということでございます。

○中村委員 食品衛生法の第19条第1項及び第2項は残った形でいくのですね。それまで改定されるわけではなくて、食品衛生法第19条の1項及び2項が残った形でいくのであれば、今、おっしゃったことはすごくわかるんですけれども、1項、2項も消えてしまうという話なのですか。

食品衛生法第19条1項及び2項が、今の表示を食品衛生法の側から決めているわけじゃないですか、2項でいえば、そのとおりでなかったら、売ってはいけないことになっているわけです。そこが残った形でいくのか、新法ができた時には、第19条は消えるんですか、そこが、ちょっとご議論の中で一致していないのではないかと。

○増田課長 そういう意味では、食品衛生法の第19条は消えるという理解です。

○中村委員 わかりました。

○池戸座長 では、丸山委員。

○丸山委員 いくつかあります。1つは、3つの法律の書き方でいえば、先ほども委員からありましたけれども、JAS法からということよりは、食品衛生法から書くのが筋ではないかなということが1つあります。

それから、論点1というのは、食品表示の目的ということでもありますので、そういう点からすれば、初めて、いわゆるいろんな法律をまとめてということでもありまして、改めて消費者庁ができて、表示というものについて、手を入れるということでもありますので、そもそも第2段落のところを書いてありますことというのは、基本的に、消費者基本法の基本理念を実現するためにはと書いてありますので、これというのは、基本的には、いわゆる表示ということについて、こういうふうに考えますという中身だと思いますので、いわゆる上の三法との関係でどの範囲ということよりは、そもそも表示ということはどういうことだということの頭のところで、表示についてはという文言を入れることによって、考え方が、まず、前提として押さえられると思いますので、考えていただきたいと思えます。

それから、論点1というのは、食品表示の目的ですので、そういうふうにと考えると、第3段落目の書き方でいうと、これは、容器包装という限られたスペースに記載しなければならない表示事項を増やしていくと、かえって見にくくなるので、ご理解できなくなるだとか書いてありますけれども、まず、ここまで、いわゆる目的の中で、こういうようなことをわざわざ言うんですかというのが、ちょっと違和感がありますということです、ちょっとご検討いただきたいと思います。

それから、その次の第4段落目のところでいいますと、食品の安全性に関わる情報ということについて、その例としてアレルギー表示というのがありますけれども、アレルギー表示というのは、食品の安全性に関わる情報なのでしょうかと、これは、食品の安全性に関わる情報というのは、食品側の問題として、例えば、いわゆる日付の問題であるとか、保存方法であるとかというんだったらわかりますけれども、アレルギーのアレルゲン表示というのは、いわゆる食品側の問題なのですかというのが、ちょっと理解できないんですけれども、ちょっと意見を。以上です。

○神宮司審議官 法律を書く順番につきましては、今、この場で事務方で決めるということではないと思います。そここのところは、皆様いろいろご意見があるかと思しますので、検討会の委員の方々の意見を聞いた上で、どの法律の順番で書いていくかということは考えたいと思いますので、そこは、最終的な段階でと思っております。

表示というものをどう位置づけるか、基本法との関係ということから言えば、事業者と消費者との間の情報の量及び質の格差というところが主なところになってくると思いますので、それとの関連で書けるかどうかということはあるかと思えます。

この論点の中で書いてあることと、パラグラフに書いてあることとの間で違和感があるという点は、ご指摘として承りました。

その点は、どちらかというところ、この論点の設定をそのまま報告書における章立てにするのかどうかということの問題でございまして、報告書化する時には、章立て等のご意見等も踏まえまして、違う形でやっていくということはあるのかなと思っております。その意味では、論点1の目的というところに、いろいろなものが入っているかなとは思いません。

アレルギーが食品そのものに起因するかどうかということについて、私も理化学的な意味での専門家とまでは言えないところではございますが、アレルゲンが食品の中に含まれておりますので、原因になっているということであろうかと思えます。

それから、今、我々が安全性という言葉を使う時には、どうしても消費者安全法の意味での安全性ということ念頭に置くことになると思しますので、そういった意味ではアレルギーの問題というのは、消費安全性の範囲内に入ってくる問題であろうと考えております。そこら辺は、消費者法特有の用語の使い方等の関係があつて、今まで食品表示固有の分野でご覧になっていた方から見ると、違和感があるのかもしれませんが、用語の定義は、報告書を書く時にはしていかなければなりませんので、もう一回精査させていた

だきますが、一応、私どもはアレルギーの問題は、食品の安全性の問題の位置づけの中に入ると書いておきます。

○池戸座長 では、どうぞ。

○迫委員 ご説明、ありがとうございます。このたたき台がそのまま報告書になるはずはないと思いつつも、確認できたことで、大変ありがたいと思っております。

今の食品の安全性というよりも、消費者の安全性の確保、これがキーワードになります。衛生上の危害発生という従前の食品衛生法の言葉が使われておりますので、どうしてもこちらの方に視点がいつてしまうんだらうとは思われますけれども、主眼点は消費者の安全確保であると。

そういう中で、消費期限であるとか、保存方法というもの、これは短期的な健康リスクを予防するためのもの、そして、アレルギー表示についても同様に、短期または中期的なもの、そして、中長期的な健康リスクの回避という意味では、栄養表示を、消費者の安全確保の範疇に入れていただくことができないかと思っております。

以上です。

○神宮司審議官 今の点につきましては、栄養表示の問題の位置づけにも関わるところでございますけれども、まさに、ご指摘のとおり、時間的タームで見て、長期的な意味での安全性の枠内ということで、栄養表示をとらえていくということで考えているということでございます。

○池戸座長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 1 ページの下から2つ目のパラグラフの、下から5行目くらいのところに、消費者にとって、その重要性は情報の内容に異なるという言い回しがございます。

それから、一番下の「以上を踏まえれば」のパラグラフの中の2行目のところに、消費者にとっての情報の重要性を考慮した上で云々という書きぶりがあるので、上のパラグラフで異なると言い切っているながら、下のところでは重要性を考慮してやっていくんだと、では、どのように考慮していくのかというのを書かないと、これはちょっとわかりづらいのではないのでしょうか。

○神宮司審議官 そういう意味でいいますと、たたき台としてつくりましたので、今、ここで文書審査的な意味での用語の詰めをされるとつらいところがございますけれども、趣旨としては、まず、一般消費者という概念があります。その中で、さまざまなサブグループとしての消費者群があるんだと思います。

前段のところでは言っているところの消費者にとって重要性が異なるというのは、一般消費者全体の中でのところで“A”という消費者群にとっては重要なものであっても、“B”という消費者群にとってはそれほど重要ではないという情報はあり得るだろうと考えております。

その時に、考えなければならぬのは、もし、Aという消費者群にだけ特に関心があるって、その人にとってはその表示をしてほしいという事項があるとしても、そのための表示

のコストというものは、それに関心のない全部の一般消費者がコストの形で、最終的には負担しなければならないという関係にありますので、それだけの重要性があるかどうかという意味での重要性、それでも、他の一般消費者もコストを負担してもよいから、やはりそこはA群の人たちにとって、重要な情報というものは表示させるという意味での重要性がある、そういうふうに相関的に考えたいというのが、全体的な趣旨です。最後のところでの消費者にとっての情報の重要性を考慮した上といったのは、そういうような判断があるかと思ひまして、アレルギーの問題が、今回のたたき台では特記されておりますが、アレルギーというのは、アレルギー症状を持っている特定のA消費者群にだけ実は関心がある事項で、アンケートを取ってみてわかるんですが、実は一般消費者全体の中でアレルギーのことについて気にしている人というのが、割合として多いわけではありません。しかし、アナフィラキシーショック等を起こすという生死に関わるような意味での安全性に関する情報だとすれば、それは、例えばA群の人たちにだけ関心のあるものでも、そのコストは、一般消費者全体で負担していただけないかということをお願いするというのは、もしかすると、コンセンサスが得られることなのかもしれません。そういう思考回路を取りたいというのが、この1ページ目の下の2つのパラグラフ全体の意味でございます。

○池戸座長 今のことがわかるようにという趣旨ですね。

どうぞ。

○鬼武委員 アレルギー表示に関する論点を、私の方もコメントペーパーの3ページの方で一応書いてはみました。

これまで開催された前半6回の検討会の中で、明確に義務範囲を意識した発言ではなかったと思われませんが、複数の委員からは、アレルギー表示に関しては、かなりプライオリティーというか、重要性があるという指摘はされたというふうに思っています。

併せて、中間意見交換会の中でもアレルギー疾患をもつお母さんの方から切実なる指摘がされていたと思います。

一方で、この検討会は、やはり限界といいますか、食品表示制度におけるアレルギー問題の中身について、今、言及することがどこまでできるのかというのはあると思います。消費者委員会の第14回食品表示部会でも事務局の方が食品表示一元化検討会の中でアレルギーについて説明されました。その時にも、今まで厚生労働省の関係で、専門委員をやられていた食品表示部会委員が憤慨されておりました。なぜなら、消費者庁の事務局がこれまでの経過を十分に理解しておらず、単純に現行のアレルギー表示が難しいので簡略化等の表示の改定ができないかの説明に対して、その専門委員からはアレルギー表示の検討結果を十分に考察した上で、慎重にやってほしいという意見が出ていたと記憶しています。

そういう点からすると、やはりこれは患者さんなり、もしくは専門家の方が必要でしょうから、そういうもっとターゲットをしぼったサイエンスをベースとした別の検討会が必要で、そこで現行の義務表示であるいわゆる容器包装以外表示について、例えばバラ売りや対面販売の食品とかについて表示や情報提供の仕方を検討し、一方では、そのような販売

形体でどこまで科学的に検証し表示や情報を提供するという事は非常に難しいと思われ
ます。また、そこまで本検討会でまとめられないと思うのです。

ですから、アレルギーについての重要性については、この検討会で複数の委員から検討
すべきであるという意見は出されていましたが、詳細について、やはり別途専門家による
検討会を是非やっていただかないとの認識であり、この検討会では、詳細にできないと理
解をしているということです。

それから、先ほど事務局の方はアレルギーを持つのは特定の消費者とおっしゃっていま
したけれども、アレルギーの疾患をもつ一部の人への情報提供の表示かもしれませんが、
これは国民全体といいますか、アレルギー問題は重要なテーマですから、それは一部の人
だけでは、私はないと思います。重要なテーマだと認識しています。

○池戸座長 森委員、どうぞ。

○森委員 事務局の方に質問ということですが、現在の論点1の2ページの上の方、
最後の方に「また」というところで、「品質等消費者の選択に資するために重要な情報の提
供としてはどうか」ということが書いてございます。現在、ここで議論している内容とし
ては、目的ということで、非常に抽象度の高い議論をするということになっておりますけ
れども、実際の食品表示という話になりますと、非常に現実的な具体的なことになります。

そういった意味では、この品質等という話になりますと、ただいま議論しておりますJ
A S法とか食品衛生法とか、健康増進法といったような三法の範囲を超えるような内容に
なっているのか、事務局の方としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○増田課長 今は、三法に基づいてそれぞれ表示があって、表示すべき事項は、三法でそ
れぞれ決まっております。

今度つくろうとする法律については、今、三法に書いてある事項が基本になろうかと思
いますけれども、消費者の選択に資するために重要な情報として食品表示に付することが適
当なものであれば、今の三法で書くことになっている事項以外も書くことが可能とする
という方向が適切かと思っております。

○神宮司審議官 ちょっと補足いたします。安全のところでは食品衛生法ですと公衆衛生で
あり、J A S法ですと品質であるという形で、それが法の目的自体を画するような用語と
いう形で、現在用いられております。それをスライドしてもってくるというよりは、一旦
そこら辺の中身を合体する形で融合して、もう一回整理統合し直して、用語としては、直
接品質を受けるという形ではなくて、安全性と、あとは商品選択上重要かどうかという形
で受けるという形にしているということでございます。その意味では、課長の方から申し
上げたとおりのことです。ただ、実質的にはJ A S法自体が品質という言葉の中でこ
れまでやってきた解釈、運用ということの中で言えば、消費者の商品選択という観点から
考えるという形で解釈上の幅を広げてきたというところはあると思いますので、切り口を
変えて、用語を変えましたけれども、現在の規制対象範囲から大きくジャンプするような
形で考えているわけではないと理解していただければと思います。

ただ、とらえ方が変わるので、例えば用語に制約されて、解釈が制約されるという部分は、その分減るといふふうにしたいと思っております。

○池戸座長 では、手島委員。

○手島委員 先ほどアレルギー表示の話も出てきましたが、こういうアレルギー表示等は、食品衛生法の中で、10年くらいの間で定着させてきた表示方法なので、原則、そういったところは、維持するといふふうな形でいっていただきたいと思うんですけども、あと、食品衛生法の方は、消費者の安全という形での立場で行っているところ、それが添加物であったり、賞味期限であったりということも含めていると思うんですが、あと、JAS法の方が品質管理ということで、その両方を融合するよな形の目的になるのかなと思います。

○池戸座長 すみません、最後の方がちょっと聞こえなかったもので、申し訳ありません。

○手島委員 1つ、食品衛生法の方では、消費者の安全に関わるようなものを扱ってきたということがありまして、そういったことと、JAS法の中での品質を保証する、あるいは選択に役立てられるようなものが、両方がある意味では統合するということになると、混在するといふ形にはなるんですけども、その両方の要素を持った形での目的という形になるのではないかと、こちらの新法に関しまして。

○池戸座長 今、目的の議論をしているのですが、食品衛生法の関係のものとJAS法の品質の面と融合した形での目的になるかと、そんなようなご趣旨ですね。

○手島委員 はい。

○池戸座長 どうぞ。

○山根委員 食品の安全、消費者の安全の確保というのはとても重要なのはわかっております。ただ、食品の表示の目的を考える時に、安全性と、品質等のその他というのを分けて考えて、目的にも位置づけるというのは、ちょっと、私は疑問に思っております。安全性の方を最優先として、品質等は重要な情報の提供としてはどうかというご提案ですけども、私は、このアレルギーとか保存方法とか、そういった安全性に関わるものも他のものも全てひっくるめて、適切に消費者が表示を見て判断するためのものだと思います。

ですから、言葉は、今、あれですけども、表示というのは、やはり消費者の権利である商品選択にきちんと資するものであるという、適切な商品を選ぶためにあるということで位置づけていただければと思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。では、森田委員。

○森田委員 確認の意味も含めてなのですが、目的は結局、最後の4行、消費者基本法に示された消費者の権利を踏まえつつというのも入ること、その上で、2番目、安全性に関わる情報が確実に伝えられること、それから3番目が品質等の商品選択に資するための重要な情報の提供にしてと、今まで中間論点整理で出てきたことを、もう一回リストラクチャーして、こういう形になったといふふうにご説明では理解したんですが、

それで、まず、よろしいでしょうか。

もし、そうであれば、今度は、今まであった食品衛生法の衛生上の危害の発生を防止するという目的の部分が、食品の安全性に関わる情報を確実に伝えられるということに置き換えた時に、これが漏れていくんではないかと思います。

それから、国民の健康増進のところを、消費者基本法の権利に踏まえつつのところを読み替えるのか、そこもわからないです。そもそもこの消費者の権利を踏まえつつというところが、消費者基本法の第2条の基本理念のところにかかれているところがあるわけですが、そういうことを含んでいるのでダブっているようにも思います。そういうふうに考えますと、それぞれの三法の法律の目的を羅列したところからリストラクチャーして、この形になっているのかどうかというところが、私はちょっとわからないのです。まず、目的が、この4行のこの部分になるのかどうかという点が1点、あと、そうした時に、衛生上の危害の発生防止とか、安全性の確保という大事な部分が抜けてきているんじゃないかと危惧しております。

○増田課長 まさにたたき台としてご提案をしているので、足りないところや、具体的な修文、そもそも別の案にすべきというご意見があったら、むしろ教えていただきたいと思います。先ほどの森田委員の、食品衛生法で書くべきことが漏れるのではないかというご指摘は、すみません、具体的にここが漏れるというのがあれば、教えていただきたいんですけれども。

○森田委員 例えば、食肉の製品の場合の、食肉加工製品の一般の一括表示の外に出ている、ちょっとすみません、急に忘れてしまったんですけれども、非加熱食肉製品である旨とか、そういう情報だったりとか、そういうふうな食品衛生法の危害防止の部分、それから、そもそも食品衛生法の法律の中は、全て消費者に伝えるということではなくて、何か事故が起こった時に危害の防止を拡大するための目的の部分というのものもあるかと思います。

ですから、消費者の権利というのが、最初に「踏まえつつ」と来た時に、その危害の発生防止というところが外れないかと考えた場合に、私は、考え方の1-1の羅列に戻る方がよいのではないかと、基本的にそういうふうに思っております。

○神宮司審議官 お二人のご意見でございますけれども、前者のご意見の方は、なるべく収斂した方がよいということでしたし、今のご意見は羅列した方がよいというご意見でございました。それは、ご意見として承りました。

ただ、そういう考え方も中間論点整理には出したわけですが、意見募集の結果を見ると、これをどちらかに収斂するという感じでの意見の出方では無いかなというふうに思いましたので、その意味で、先ほど申し上げましたように、事務局としては、中間的な形で、2つ並列するような形でということでご提案させていただいているということでございます。

ただ、私、素人なのかもしれませんが、お話を聞いた限りで、安全性は広い概念ですので、今、お話になったような話というのは、みんな何らかの形で、少なくとも消費

生活上の安全性には、何か関わってくるような話だと思しますので、今、ご指摘あった例が、漏れの例になるのかというのは、ちょっとわからない。こちらの方としては、用語は現行法の用語は使わない方がよいだろうということにして、このように一旦融合させたわけですが、カバー範囲は、基本的に同じようにと考えております。

そして、健康増進法のうち、栄養表示に関わる部分だけであれば、それは長期的に見れば、例えば、生活習慣病をもたらすというような、長期的な観点から見た意味での安全性ということで、一応、読み得る範囲のことだと考えているということです。

○増田課長 この安全性と商品選択は、交わらない概念ではないので、両方に入る分はあると思います。

食品衛生法で漏れるところというのが、重要なところなので、もう一回詳しく調べたいと思いますけれども、少なくとも、今の食品衛生法の第19条では、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、必要な基準を定めることができると書いてあって、基本的には消費者への情報提供、伝達と言えよいのでしょうか、その見地からの基準ということなので、この「商品選択に資するための重要な情報」で読み切れるのだと思っておりましたが、もうちょっと精査が必要なかもしれません。

○森田委員 私の方もちょっと調べて、また、事務局の方にお伝えします。

○池戸座長 田崎委員、どうぞ。

○田崎委員 遅れて来て申し訳ありません。今の食肉製品の話は、加熱後包装と包装後加熱の違いだと思います。これは、食品については成分規格が決まっております、包装後に加熱したものと、包装前に加熱したものというのは、それぞれの微生物の基準が違います。それぞれの言葉の意味が違いますので、それぞれの基準が満たされていないといけません。例えば、食中毒に直結するとか、成分規格の細菌数、サルモネラ、ボツリヌスが検出されないとかの重要な視点となります。その違いで、文言の意味がそれぞれにあるので、変えていく場合でも、その言葉の意味を変えない形で新しいつくり落とし込んでいく必要があると思います。

○中村委員 19条から漏れているかという話ですね、今、おっしゃったことは、どっちにしたって、食品衛生法、現行法の19条の中の話だから、関係ない話だと思います。

○池戸座長 19条のところで読めるということですね。

○田崎委員 それぞれ言葉の意味は、明確に定義されているので、それはそのまま新法に加えていかねばならないと思います。

○中村委員 これは大事なことなので、私は19条から漏れていないと思うから、19条に欠陥があるんだったら、これは非常に大事なことですよ、これをあいまいにした議論をしていくのはおかしいことかもしれない。

○池戸座長 どうぞ。

○森委員 確認を1つさせていただきたいのですが、今回の目的の部分に直接ということではないのですけれども、今、ここで議論している論点についての検討方法、たたき台と

いうことになってはいますが、目的の部分是非常にわかりにくいということもございますが、ここでの検討方向と、最終報告とはどのような関係になるのか、これから目的を具体的に出していくということになると思いますけれども、その位置づけは、どのように事務局の方ではお考えになっているか、確認をさせていただきたいと思います。

○増田課長 今、ご議論いただいているこの論点は、報告書の、言ってみれば素材になるものだと思います。ストレートにこのまま書いていくというわけではないですけれども、ここで議論して集約されたものが報告書に書かれていくという理解です。

○池戸座長 最初に事務局からお話がありましたように、これがイコール報告書の案ということではないですから、考え方のコアのところだけ、ぴしっとしておきたいということで考えてください。

その他、いかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 第3パラグラフのところ、以下のところです。ここで言っていることを消費者側に情報を出す、提供する情報が必ずしも理解できるとは限らないとか、否定的に書かれているわけですが、しかし、食品を買う側というのか、消費者の売買契約からいえば、買う側にあるわけであって、適正な情報というのか、必要な情報が正しく表示されるということが、売買契約を成立させる上では非常に重要なわけで、その表示された内容でもって消費者は買うわけですから、そういう観点からいうと、どうもこの第3パラグラフの書き方というのは少し消費者側からいうと、納得し難いというか、そういうふうに思えてならないですね。もう少し前向きに書いていただけないかと思います。

○池戸座長 何か、具体的な書きぶりというのはございますか。

○中村委員 すぐにはちょっと。

○池戸座長 では、どうぞ。

○森田委員 私も第3パラグラフのところは、目的のところとは、ちょっと違和感があって、これはむしろ論点2のところを持っていくべきことではないかと思います。

○池戸座長 先ほどもそういう話が出ましたので、それは整理させていただきたいと思います。

その他、いかがですか。基本的なところの2ページの、先ほど出ました、後ろから4行のところ。これは、考え方としてどうかというところが、コアのところだと思うのですが。

○増田課長 今まで出たご意見を整理させていただきたいんですが、今の森田委員のご意見は、こういうことをどこかに書くけれども、書く場所は論点2ではないかというご趣旨ですか。多分、中村委員は、こういう趣旨でないことを書くべきということだったと思います。表示の議論をしていて、いっぱい書いてあってわかりにくいという意見は、それを是とするか、非とするかはともかくとして、それなりに出ていて、そういったものを踏まえて、ここに記載しているわけですが、それを書くべきかどうか、場所をどこにす

るかというのもありますけれども、論点1にも書くという前提だが論点は2だということをおっしゃっていたのか、それとも、書き方についてはよいけれども、論点1には書かず、論点2に書くべきというご趣旨だったのでしょうか。

○森田委員 第3パラグラフは、そのまま論点2のところに移すということです。論点2の優先順位のところ、スペースのところ、そこに移してはどうかということです。

○池戸座長 ありがとうございます。どうでしょうか。書きぶりのことも含めて、いろいろご意見をいただいておりますけれども。

○森田委員 先ほどの後ろから4行のところ、ここの部分で、確かにいろんな意見をミックスしているように思うんですけれども、私は、さっきも言ったように、今までの法律を並列した方が間違いがないというふうに思うのと、それから、「消費者の権利を踏まえつつ」という文が、これは、目的の中に入るといえることですか、最初に入るといえることですね。

そうなった時に、前回の説明ぶりでは、もともと消費者基本法というのがあって、そこで消費者の権利というのがあるので、食品表示法の新しいものの中にそれを入れるのは難しいというお話だったかと思うんですけれども、その部分を、ちょっと説明していただけますでしょうか。

○増田課長 ここに書いてあるのは、表示の目的は、法律の条文にこう書くというのではなくて、そもそも表示の目的として、どう考えるかを書いております。

条文にどう書くかは、これは立法技術上の問題もありますので、ちょっと別途の議論にしたいと思います。

それで、考え方として表示の目的について書く時に、目的の中に、消費者基本法の理念を踏まえてやっていくということにしたらどうかというのが提案ですけれども、「踏まえつつ」と、何か明示すべきかどうかというのは、まさにご議論をいただければと思います。

○森田委員 この「踏まえつつ」は。

○増田課長 ここに書いてある案は、目的を消費者基本法の基本理念を踏まえてやっていくものと明示したらどうかという案を示しているわけです。それは皆さんにとって、そうだと思うのか、また何か別の意見があるなら、ここは、コアの部分なので、意見をいただければと思います。

○森田委員 「踏まえつつ」というのが大前提にあって、その後で最優先しというのは、どちらが上かわかりません。なので、では、いっそのこと並列にするかということ、消費者の権利というのは、やはり法律上性格が違ふと思われるので、やはりそう考えると、「踏まえつつ」とか、いかようにも読めるような書き方というのは、いかがなものかと思います。

○池戸座長 今のこの関係で、どうぞ、森委員。

○森委員 ただいまの意見に関連する部分ですけれども、やはり消費者の権利を踏まえつつという部分に関しましては、これは、これまでもこの検討会でいろいろ議論をしてきたと思うんですけれども、基本的には、消費者基本法というのは、必ずしも食品表示の法律だけに限って、かかる法律ではない。むしろ、いろんな法律の、消費者の方の保護に関わ

る、いろんな法律の上位の法律ではないかと私は理解しております、改めて食品表示の法律、個別法の中で、そういったものを書く必要が本当にあるのでしょうかと、それよりももっと食品表示とはこうすべきという行政上の明確な目的を書いていた方が適切ではないかと、我々事業者としても、それを基に具体的な食品表示をやることとなりますので、行政上の予見可能性という意味からも、しっかりとした目的を明確にさせていただかないと、わかりにくいということでございますので、基本的には、消費者の権利を尊重するということが、我々事業者も十分踏まえておりますので、そういった意味では、目的はより具体的なところでまとめていただきたいというふうに考えてございます。

○池戸座長 ありがとうございます。その他のご意見、いかがですか。

どうぞ。

○中村委員 踏まえているとおっしゃっておられるのであれば、そのままここに書いてあるように、消費者の権利であることを尊重する消費者基本法の基本理念とお書きになっているものをそのまま残して構わないんじゃないですか、あえて、これを削らなければいけないというのが、事業者の方におかれては、消費者の権利は尊重したくないとおっしゃっておられるのですか、どういうことが意図として、今、おっしゃったご意見の意図をお聞かせいただけますか。

○森委員 ただいま申し上げたことが、正確に伝わっていないのかなと、中村委員の方にはお伝えできなかったのかなということを非常に残念に思いますが、事業者としても、先ほどから申し上げましたように、消費者基本法というのは、立派な法律でございます。日本は法治国家でございますので、そういった意味では、事業者はしっかりと法律を守ってやるというのが基本姿勢でございます。

ただ、個別法の中に、そういった非常に上位の法律の目的を改めて書くような法律が他にあるのかどうか、そういったことも踏まえて、お考えいただいた方が、我々事業者としては望ましいのではないかと考えているところでございます。

○中村委員 これは、さっきおっしゃったように、法律に書く文言ではないとおっしゃった、報告書のわけでしょう、今回の検討会の報告書に書く話であって、法律に書く話ではないから、今、先生がおっしゃったことは、法律に書く話はおかしいじゃないかとおっしゃったわけで、法律を書く話を今日議論しているのではなくて、報告書の議論をされているのだと思います。先ほど、そのようにご説明があったと思います。

○森委員 それでは、確認をいたしますけれども、この文言というのは、基本的な目的の中に具体的に取り込むための要素というふうに理解をしたのですけれども、そういうことではないのでしょうか。

○神宮司審議官 このたたき台は、次に報告書を書くための素材ということでございますので、ここで書きましたことについては、報告書には消費者庁の姿勢としても、消費者基本法の理念を踏まえるべき、そして、その基本理念の中に消費者の権利というものが書いてあることを踏まえるべきであると、そういう姿勢は報告書に書くということはどうかと

いうご提案として、今、ここに書いております。その意味では、報告書に何を書くかの話です。

次に、法律に具体的にどう書いていくかということですが、前文のある法律もございまして、そういう方法もあるかもしれませんが、立法技術的にどうするかという部分については、今回、検討会の報告書で、法律の目的の案までフィックスしていただくということまでは考えておりません。具体的にどう書いていくかというのは、立法過程において考えていきたいと思っております。

感じとしては、消費者基本法に書かれている基本理念というものは、幅広くプログラムとして書いてあるわけですが、この新しい新食品表示法というものはそれを実現する一つの法律、個別法律として、この新しい新食品表示法があるという、そういう位置づけにあるということは、報告書には書いた方がよいのではないかと考えております。

○池戸座長 では、山根委員。

○山根委員 私は、今日の提出資料でも書いてありますように、食品表示法の目的に、消費者の権利の保障ということをきちんと明記していただきたいと思っております。

この法律の前の、消費者庁がつくる報告書の中にも、消費者の権利という言葉が入れないということであれば、それは、私は、消費者庁の検討会としていかなものかなと思っております。きちんとその辺りは明記していただきたいと思っております。

○池戸座長 それは、ご意見としていただくということによろしいですか。

○山根委員 はい。

○池戸座長 もう時間もかなり進んでいますけれども、重要なところなので、特に、追加的なご意見等がありましたら、どうでしょうか。後の方にも、3ページのところにも、さっき審議官が言われた、目的は簡明なものとするというような話も出てきますので、また、戻っていただいても結構ですので、次のところに進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

では、次をお願いします。

○平山企画官 では、続いて論点2、これは、2ページ目の途中から3ページいっぱいまでにかけてでございます。

論点の2は、食品表示の考え方についてということで、ここは2つございまして、新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきかと、食品表示をわかりやすくするため、どのようなことに取り組むべきか、ということでございます。

ここは、1と2ということに分けてございます。2ページ目の冒頭は「1 表示事項について」ということでございます。

最初の段落は、論点1の繰返しでございます。表現ぶりについては、更に精査が必要かと思っておりますけれども、1でございましたように、消費者の方にとっては、表示の重要性というのは様々であるということでございます。それで、選択上、表示によって重要性が異なるということがございますので、優先順位といいますか、重要な情報が確実に伝

わるというように、表示事項に優先順位を付けて検討するということが大事かと考えております。

特に、検討に当たっては、これも用語の使い方、引き続き、精査が必要かと思っておりますけれども、ここでは、食品の安全性の確保に関する事項、これが優先的ではないかというふうにまとめております。

それから、2段落目でございますけれども、それを受けまして、現在、表示事項、義務づけられている事項が多々ございます。今あるものを引き続き対象にするか、それから、例えば対象から外すかということ等、あと、今、義務づけされていないもの、新たな表示事項、これを追加するかどうかということについては、その必要性について慎重に検討する、それから、それによる影響というものを十分議論した上で、慎重な検討が必要だということですが、その検討するに当たっては、上記のような観点、まさに優先順位を考慮して検討してはどうかというふうにご提案しているところでございます。

3段落目「なお」のところでございますけれども、消費者の方が商品選択する上で、情報がちゃんと届く、ちゃんと選べる環境を整えるということは重要でございますので、その際、多くの消費者が商品選択の手段として求める事項については、例えば、義務表示に仮にしないということにした場合、任意の表示でも、よく言われるのは、例えば、任意で表示されていても、企業ごとに書き方が違うのでよくわかりにくいということもございますので、例えば、一定のルール、例えばガイドラインといったものをつくって、事業者の皆様が自主的に情報提供を促すということが適当ではないかということでございます。

その際、事業者の皆様が、なるべく情報を提供しようというインセンティブをどういうふうにお与えできるかということについても検討が必要かと。

その際、情報を受け取る消費者の皆様のご理解というものが大事ですので、併せて消費者教育の進め方というものの検討は必要ではないかと思っております。

4段落目「また」でございますけれども、これは制度的な話ではございますが、表示する事項を一旦決めるといった際に、制度というのは、一旦決めてしまうと、なかなか変わらないということがございます。さはさりながら、食品表示は、世の中の状況に等、Up to Date する必要があるということでございますので、常に消費者の皆様のご要望とか、様々な状況を見ながら、Up to Date できる仕組みということについての配慮が必要ではないかというものを入れています。

3ページの方に行っていただきますと、これは「また」というところでございますけれども、特に意見募集の中で声が多かった、例えば遺伝子組換え食品の表示といったもの、これに限りませんが、そういったものの考え方、そういったものの整理というものが併せて必要ではないかというふうに付け加えております。

それから、3ページ目の途中、2でございますけれども、食品表示をわかりやすくするための取組ということでございますが、第1段落目「現行の」というところでございますけれども、1つは、制度的になかなかわかりにくいところがあるというところが1つ。

それから、2段落目の「また」でございますけれども、ここは、物理的に字が小さいの
で見難いということがあるかと思っております。

例えば、3段落目「そのため」というところでございますけれども、その制度的なわか
りにくさというものにつきましては、これもご議論があるかと思っておりますけれども、今ある
法律、これを統合するということと、あと、目的の議論とも関連いたしますけれども、な
るべく簡明とするというか、ここはいろいろご議論がありますけれども、用語の定義の整
理上、なるべく目的を共通化して、依然として用語の定義がばらばらということがないよ
うにはどうかというのがご提案でございます。

4段落目「また」というところでございますけれども、ここは物理的な見やすさという
ことで、可視性の向上としておりますけれども、確かに表示事項の優先順位を定めるため
で、表示内容を減らすということがありますけれども、商品の情報量というものを維持す
るということも消費者の皆様にとっては大事だということでございますので、その情報量
に関わらず、可視性の向上を図るということで、例えばということで、3つほどご提案し
ておるところでございます。

最初の1つ目でございますけれども、これは、いわゆる一括表示というところで、加工
食品、一括表示欄にまとめてお書きいただくということでございますけれども、それは、
例えば一定のルールのもとで緩和するということによって、事業者の皆様様の様々な工夫が
できるという余地を残したらどうかということとか、2つ目のポツは、食品添加物で、例
えばでございますけれども、海外では、物質名をそのまま書くのではなくて、記号化して
おるということでございますので、そうすることによってスペースの確保ができるととも
に、多くの情報を書くということも可能ではないかと思っております。

それから、最後のポツでございますけれども、例えば商品、特に消費者の方の中にもこ
ういう声があるのですけれども、要は、商品名は大きく表示しているのに、表示事項にな
ると小さくなるということで、商品名を工夫すればスペースはできるのではないかという
声もございます。例えば、商品名自体の字の大きさと、表示自体の字の大きさと、これら
を連動させて、表示の商品名が大きければ、それに応じて、表示の方も大きくしていただ
くということもどうかということで、ご提案させていただいております。委員の皆様のご
議論をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。表示事項と、わかりやすくするための取組の内容
についてでございます。これについて、仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員 先ほど森田委員からありました論点1の第3節、これは、おそらく枕のと
ころに入ってくるのかなというふうに思いますが、そういうことでしょうかという確認です。

それと、3ページ目の第1行目の「また、遺伝子組換え食品の表示等についても」と、
あえて項目を特筆するということの意味合いというのが、どういうことかということ
を、一般化して表現した方がよいのではないかと感じます。

以上です。

○増田課長 先ほど森田委員からご提案のあった、論点1に書いてあったものを一部論点2に移すのは、場所は検討しますが、どこかに書くということで検討したいと思います。

「また」以下のところは、パブリックコメント等で意見があった事項について、どうするかということなのですが、一方で、パブリックコメントは多数決ではないということもあったので、「多かった」と書くのも難しい面があり、お示した文面になっています。書き方、あるいはそもそもどうするかということについても、ご議論いただければと思います。

○池戸座長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 今の遺伝子組換え食品の表示のところですが、考え方を整理するという表現がされておりますが、これは、具体的にどういうことなんでしょうか、教えていただきたいです。

○増田課長 すみません、たたき台ですので、少なくとも、パブリックコメント等のご意見があって、こういう個別課題についてまさにいろいろ意見が出ていますということ、まず、メンションする必要があると思って書いております。

そういう意味で、それをどう扱っていくかと、それは、そもそもどう扱っていくかというのと併せて、この検討会あるいはこの報告書ではどう扱っていくかということでもありますので、そこは、むしろ、ご議論いただければと思います。こちらとして、何かこうやったらどうかとか、あるいは整理の仕方があるといって書いているものではありません。

○池戸座長 森委員、どうぞ。

○森委員 今、ご意見がございましたように、遺伝子組換えの部分に関しましては、この検討会の中では、これまで具体的な検討は、ほとんどやってきていません。そういったご意見があったことに対して、事務局の方からも、個別の問題については、日常的に食品表示のところで対応してきていますということで、ずっときているのかなと思っております。

そういった意味では、検討会でも議論されておらず、中間論点整理でもまとめられていない。

それで、この検討会の最終のとりまとめの段階に入ったところで、これを取り上げるというのは、検討会としてあまりふさわしくないのではないかと考えてございます。

○池戸座長 その関連で、鬼武委員。

○鬼武委員 私は、論点に対するコメントは非常に難しいと考えています。そう申しますのは、現行の食品表示で規定されている義務表示の見直しも検討の範囲とするのかについて明確な回答が示されていないからです。仮に現行の義務表示の見直しを含めて検討すると第1回目の検討会から申し上げているように、現行の義務表示をきちんと項目ごとにレビューしないといけない、どの表示項目が優先になるか。最初の話に返るのですけれども、本検討会としての見直しを含むのか、現行の義務表示を維持した上で、これまでの検討会

及び意見交換会等で出された意見を集約して、更に追加するところを探すのかというところが明確になっていないのです。したがって、この部分に対して意見と問われても、出せません。事務局から提案されている個別の表示項目について、意見を出しようがありません。現行の義務表示で、例えば食品添加物表示を、どういう形でレビューできたのでしょうか。また、期限表示の項目についてはこれまで消費者庁で意見交換会やパブリックコメントを求めた上で、改善する表示の提案等が食品表示部会へ報告されていました。したがって、個別の食品表示項目が、どうあって、どこまでの到達点にあり、このままで義務表示はよいだろう。ただし、もう少しこういう点が必要であるだろうと言った積み重ねの議論がなされた上で検討していくべきではないでしょうか。この点はこれまでの検討会で何回も意見を述べています。しかし、これまでの事務局の回答は、現行の義務表示について個別に検討することは必要ないということでした。しかし、後半の検討会に入り、ここで急に意見を述べるように提案されても困ります。たとえ、意見交換会や意見交換会で多くの意見は出たかもしれないけれども、本検討会で収束の仕方や方向性が、私には理解できない。ここの論点として、どういうふうにやりたいのか、もう少し意見が出せるような提案であれば、それに沿って委員として建設的意見を出すのですが。事務局が本当に義務表示の見直しも外して考えたいということだったら、それなりに我々も覚悟しますし、その資料を出してもらって、全部見る必要があるし、いや、今の現行の表示でよいのですよと、その上でやるところがあるということなら、それをレビューするし、ここは一番意見を言えない。

以上です。

○池戸座長 その他、中村委員から、どうぞ。

○中村委員 今、鬼武委員のおっしゃったように、現行のことについても、いろいろ問題点はあると思うんです。しかし、ある意味では妥協として、現状でありではないか。少なくとも現状は守ってもらわないといけないわけで、だから、ここのところ言えば、表示事項については、少なくとも現状というところで、あと、詳しく、では添加物表示をどうするか等、そういうことをやれば、かなり時間が、あれだって何年もかけて、食品産業センターさんが中心になってああいうことをやったわけで、これものすごいエネルギーが要ることで、今、直ちにはできないわけなのです。とりあえず、妥協としては、現状かなと。

○池戸座長 どうぞ。

○二瓶委員 1点教えてほしい点があります。2ページの論点2の第3パラグラフの最後の方ですけれども、2ページの下から3行目から、また、消費者に必要な云々とあって、必要に応じて表示事項を見直していくことが重要であり、このような見直しが可能となるような法制度となるよう配慮することが必要である。これは、現行の制度でもしょっちゅう見直されたり、小口レベルでいろいろ改定されたりあると思うんですけれども、これは、どういうことなのでしょう。今は、そういうことができないということをおっしゃっているのでしょうか。

○増田課長 書いている趣旨は、今のような制度を基本的に新法でも維持することが適当という意味で、要するに省令なり告示なりで具体的な義務の範囲とか、対象とかを書いていくという仕組みの方が、必要に応じた見直し等に適切に対応できるのではないかということで、今の枠組みがよいのではないかということ念頭に書いております。

○池戸座長 では、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 第2段落目のところは、これまでの検討会の議論の連続性ということからすれば、唐突感がありますので、この辺のところについては、中身を含めて再検討していただきたいということが1つあります。

それから、第3段落目のところで、ガイドラインのお話が出ています。法律とか条令のところについては、いわゆる義務でもありますので、最低限必ずやるべしということですが、やはり社会の中で、よりよいものをつくっていく点でいえば、自主的に業界としてしっかり力を付けて進めていくということは、とても大事だと思いますので、その辺のところについては、強調して表現していただくということは、とてもよいことだと思います。

あえて言えば、そういうようなものをつくるに当たって、是非、消費者の参加というようなことを視点として入れていただきたいということでもあります。

それから、先ほど来出ておりました、3ページの上の方の遺伝子組換え食品の表示ということであれば、これまでの取扱いとの関係も含めてありますし、他の表示の関係では、例えば原産地表示だとか栄養表示のところは、項立てをして論点として出しておりますけれども、必要ではないかという、この2行のところというのは、今回のところと言えば、後半部分になってもおりますし、とりあえず、扱わないということで整理をした方がよいのではないかと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。では、堀江委員。

○堀江委員 食品添加物についてですけれども、この物質名を記載することが原則だが、コーデックス規格やEU等ではという、識別番号というのですが、これは、ちょっとどういうことか教えていただきたいんです。

○平山企画官 すみません、説明が足りなかったと思います。EU等で制度があるのですけれども、例えば、原則として、添加物の物質名を書くということになっておりますが、それを記号化する。仮に、ある物質について、例えばAと表記にする時に、表示上もAと書いてある。ですので、パッケージを見ると、物質名は書いていないのですけれども、記号によって物質が読み取れるということでございます。

○二瓶委員 関連してですけれども、こういう代替表記と言われているようなことについて、私は知見を持ち合せていないので、どなたか説明していただければと思うんですけれども、それでやられているところでは、消費者や事業者はどんなような評価や問題意識を持っているのか、うまくいっているのかとか、そういう情報がないと、何とも言い難いんですけれども、実際、このようにやられてどうだということをご存知の方がいらっしゃれば、

教えていただきたいと思います。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 コメントペーパー7ページにEUの認識番号の概要について記述しています。事務局の食品添加物を番号制にするということの意義ですけれども、多分、相当な労力が必要ではないかと思えます。

と申しますのは、現行の日本の食品衛生法における食品添加物の表記については、指定制度による食品添加物及び既存添加物という2つの枠があって、コーデックスとか、EU番号と、多分、1対1の対応に全部ならないだろうし、既存添加物については、全く多分入らないもしくはほとんど入らないから、日本が仮に“J番号”と付けたとしても、多分これは理想に終わってしまう。

関連してこれまで以上に国際会議での参画や作業を充分に行う必要があり、現在の消費者庁が分担しているコーデックスの食品表示部会と栄養特殊用途食品部会の参加だけでなく食品添加物部会にきちんと出て、そのことを日本として法律でこういうふうにするのだということから戦略を立てないといけない。これは多分消費者庁だけでは無理と考えられ、厚生労働省が指定添加物の許認可制の責任を担っており、そことの連携・協力なしには出来ないでしょう。たたき台案に従って、例示として載せるのは、あまり適切ではないと思えます。さらにEUでも、全ての食品添加物に対して附番していません。

随分昔のことになりますが、ヨーロッパの方とEUの食品添加物番号制に関して意見を伺った時に、買い物する場面で食品に表示されている番号と食品添加物を照合する必要から、別途ハンドブックをいつも携帯していなければならない。例えば、酸化防止剤BHAであるかどうかその都度Eの140番号と符合しないといけないので、買う人からすると不便であるとのことでした。さらにEUの場合、複数の言語が存在し、食品ラベル表示上も8か国語もしくは9か国語の言語の記載がされており、食品表示スペースも狭いために附番しているということも推測されます。したがって、日本の食品添加物の表示の状況と、意味合いや立場は異なるものであると認識しています。

○池戸座長 田崎委員、どうぞ。

○田崎委員 今の内容と絡んでですが、EU番号については、今、加盟国は17か国あると思えますが、これが統一的にわかるようにということで、E番号を付けています。それで、実際に菓子等の表記を見てみると、スペイン語で書いてあったり、英語で書いてあったり、かなり大変な苦勞をしてやっているのが現状だと思えます。

輸入食品も各国の言葉でかなり書いてある。3か国、4か国以上、細かく書いてあるんです。

あと、今、お話もありましたけれども、例えばJ番号なり、E番号で付けたとしても、番号が羅列しているだけで、添加物名はもっとわかりにくくなると思えます。これが、こういった形で表記をすることが、日本人にとってよいことなのかどうかは、ちょっとよくわかりません。むしろ、無駄なものになってしまうような気がします。なお、さっき話に

もありましたけれども、個別の話というのは、あまりここで出さない方がよいかなと感じております。

○鬼武委員 事務局の資料には代替表記と記述されていますが、これは代替え表記ではないです。コメントペーパーに記述してるように識別番号という表現は可能ですが、“代替表記”というふうには、法律上は定義されていないと思います。その部分は確認の上修正してください。

○増田課長 これは、個々にはもちろん、いろいろ問題点があるというのは、書いている段階である程度承知しているところです。このパラグラフで書きたかったことというのは、現行8ポイント以上となっているところを、消費者によく伝わるということを考えるに当たっては「また」のパラグラフの最初に書いてあるとおり、できるなら文字を大きくするということが、重要な取組ではないかと思っていて、それに向けて、可能なことがあるなら検討してはどうでしょうかというのが、提案の、最初の部分です。

その時に、もちろん、文字を大きくすることはスペースの問題があるので、少しでもスペースあるいは字数が減る、あるいは一括表示のように一面に書くのではなくて、横面等も使って書くようにするとか、あとは、識別番号等の工夫をしつつ、現行の8ポイントを、9ポイントや10ポイントが標準になるようなことに向けて、取り組んでいくというのは、消費者によく伝えられる表示にしていくために、非常に重要な取組ではないかということを書いています。したがって、あまり個別の是非よりも、まず、方向性として、字を大きくするという取組、単純に字を大きくしてくれという言い方ももちろんあるわけですが、事業者の方に対してもいろんな工夫する余地を広げつつ、こういったことをしてはどうかということを、ここでは申し上げたかったのです。文字を大きくすることへの努力をすることは是非というか、あるいはそれが現実的なのかどうかというようなところを、まず、できればご議論いただければと思っております。

○池戸座長 では、市川委員、どうぞ。

○市川委員 私は、文字を大きくするということが、大変重要なことだと思っております。その意味において、2ページの1、表示事項についての第2パラグラフに書いてある、この1段落の文章というのは、大変重要なことだと思っております。つまり、現在の義務表示について、義務表示の対象から外すか否かについて優先順位を考慮して検討することが重要です。

文字を大きくするためには、物理的に制約があるので、それをどうするかと、そういう検討をする時に、現在、義務表示にあるものについても、やはり優先順位を考慮して検討するというこの第2パラグラフというのは、大変重要だと思っております。

○池戸座長 その関連で、丸山委員が、さっき唐突だとお話しされていたのは、第2パラの優先順位のお話でよろしいのでしょうか。

○丸山委員 そうです。ちょっと度忘れをして、ごめんなさい。表示のところの関係でいますと、いわゆる字を大きくするということが、話としてよくわかるんです。そういう

ことと、それがイコールと、表示事項そのものを減らすということの方向で検討することとは違いただろうと思います。それは、やはり工夫の余地もあるだろうし、やはり今の表示というのは、それなりの根拠があって、経過があってやっているわけですから、それはそれで、まず、大切にさせていただきたいというふうに思うということでもあります。

○池戸座長 その関連で、どうぞ。

○中村委員 2点ありまして、下の方の文字の関係でいえば、私は三十数年添加物の会社にいましたけれども、これほど添加物の数が多くなくて、表示されている、例えば高甘味度甘味料でも、昔はサッカリンくらいしかなかったわけですが、今、たくさんありますから、甘味料、括弧、何とかかんとかというように、3つも4つもお使いになっていたり、いろんな添加物が増えたりしたことによって、あるいは新しいいろんな原材料が増えたことによって、お使いになる原材料の数が増えたわけで、果たしてそれだけの数が要るのかどうか、それが消費者にとって利益にかなっているかどうかを考えることも、書かなければならない数が多いから、字を小さくしようじゃないかという話は、論理から言えば、おかしいんじゃないかと思います。それが1点。

第2点は、2のところの、最初のパラグラフですけれども、そもそも表示をわかりにくくしているのは、確かに法律が複数関連することもあるんですけども、行政として、それぞれもとは、消費者庁がない時は、農林水産省と厚生労働省があって、それぞれの法律に基づいて、それぞれの制度を乗っけてきた。今度は消費者庁ができてということで、その制度がわかりにくくしているのではないかと思うので、そういう意味では、今回、食品表示が一元化されるということによって、そのところは非常に有意義なことだと思います。

○池戸座長 森委員、どうぞ。

○森委員 3ページ目のところになりますけれども、食品表示をわかりやすくするための取組ということで、基本的に、わかりやすくという工夫は、何らかの努力をしていかなければいけないだろうなというふうに考えております。

ただ、今回、ご提案いただいている、3ページ目の一番下のポツのところでございますが、商品名等容器包装上に用いられている文字を最大ポイント数に応じて、最低ポイント数も一定の範囲で、相対的に連動させる制度を導入するとしてはどうかという、ここの部分に関しましては、もし、このようなことが仮に実施されるということになりますと、それでは、商品ラベル等、最大文字の大きさは、ある程度事業者は工夫する可能性がございますが、それと同時に、例えば絵ですとか、マークですとか、写真とか、そういったものをより使うようなことに誘導しかねないという懸念があるんです。ですから、これをそのまま実施するということは、方法論としてどうなのかなと考えてございます。

○神宮司審議官 最後の点だけ、私の方から若干趣旨を説明させていただきます。最後のポイントの相対的連動という点については、消費者団体の方から、容器の正面にいろいろ書いてあるのにスペースがないという、そういう説明が事業者の方からなされるというご指摘がありましたので、それに対する対応として考えたというものでございます。

不当表示の規制等を行う時には、本体の表示部分、つまり、広告で訴求する部分と、それに対する打消し表示を考える時に、文字のポイント数を比較することがありますので、発想としては、そういうところから持ってきたというものでございます。

それで、ちょっとわかりにくかったのは、例えば、趣旨としては、これは事業者側にインセンティブが働く表示を書く時に、例えば表示事項の方の、商品名の方がポイントが大きくなれば、それに連動して後ろの方の義務表示事項の方のポイントを大きくせざるを得ませんので、その分だけ、確かにしわ寄せとしては、表の広告の方に来るでしょうから、その時の選択としては、もちろん、商品名を小さくするという対応はあり得ると思えますけれども、その代替として、絵を増やしてまで、なおそれでも文字を小さくしたいという、それは事業者側の方として、どうしてそういうインセンティブが働くのかというのは、よくわかりません。要は、スペースを出すということの問題ですので、もちろん、それによって広告の仕方というものは、その創意工夫の中でやっていただくということだと思えますけれども、よほど事業者の方で意図的に義務表示の方のポイントを小さくしたいというインセンティブがない限り、そういうことにはちょっとならないのではないかなと思います。

要するに、単純にスペースがないからということであれば、その表の方のスペースを集約すれば、後ろの方が空くという、そういうのを制度的に組み込んでみようかということと考えたということでございます。

ただ、それほど極端なことを考えるかどうかわかりませんが、例えば、今、8ポイント以上ということになっておりますから、言っている意味合いとすれば、具体的数字を言うなら、あくまでこの仮の話とさせていただきますけれども、例えば30ポイント以上の活字を商品名に用いたら、その場合には義務表示部分を9ポイント以上にするとか、更に大きいポイントになれば、10ポイントにするとか、そこら辺のところにする話ですので、それで、当然頭打ちはあるわけでございます。何も商品名が40ポイント使ったからといって、後ろの義務表示も40ポイントとか20ポイントにしろとか、そういうことではないですから、当然、上限と下限がある頭打ちの中で、ポイント数を連動させるということなのです。

ただ、8が10になれば、それは大分見やすいし、8が9になっても大分見やすいとは思いますが、そういった意味で、見やすさということに貢献する部分は大きいのではないかと考えております。

ですので、広告を打つ部分についての制約にそれほどなるようなほど、そこまで義務表示のポイントを大きくしろというところまで考えているわけではございませんので、そういった形になれば、例えば、逆に表示スペースが小さくて書けないというようなご指摘の部分にもある程度対応していくものにはなるのかなと思っております。

○池戸座長 今のお話の関係で、どうぞ。

○森委員 ただいまのご説明で、見やすい表示というのはどうなのかということ議論するということに関しては、基本的に、私ども賛成なのです。

ただ、ここまで具体的な内容を書き込む必要があるのかといったところについては、これは疑問がございますということです。

先ほど申し上げました、本当に絵が大きくなるか、写真が大きくなるか、そういう誘導をしかねないということもありますねと、ですから、そういった意味では、具体的なことを挙げるということに関しましては、もう少し慎重にすべきではないかと考えてございます。

○神宮司審議官 確かにこの部分だけは、おそらく法制的に書くとするれば、省令なり告示レベルで書くような、かなり細かいレベルでないと規定できないようなレベルの話かと思っておりますので、確かに、ここの部分については、そういうことはあるかと思っております。

ただ、1つだけありましたのは、しばしば今までのご質問の中で、スペースがないのでという事業者側の方のご説明の方に対して、比較的消費者サイドの方から表のスペースとの関係で表示できないということは、よくある指摘だったので、そういう意味では、そういう部分についての答えについて、行政側は何も知恵が出ないのかと言われるのは若干つらいかなというところはありまして、そこは出してみましたということでございます。

最終的に、これが報告書の事項になるのかどうかということについては、それは、検討会の皆様の意見で、こんな細かいことまで書かなくてよいということであれば、それはよいかと思っておりますし、1つの発想として入れておくというようなことでコンセンサスが得られれば書かせていただきますし、そこはまさに最後のところでございますので、そこは行政の方として今回少し知恵は出しているという姿勢を示したいということで、今回出させていただいたということでございます。

○池戸座長 では、二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 今のところなのですけれども、趣旨はある程度理解できましたけれども、ただ、今後、その報告書に盛られるかどうかはわかりませんので、今後留意してほしいんですけれども、この商品名等、容器包装上に用いられる云々、それから相対的に連動させるというようなことは、ある種の誤解を生むと思います。商品名というのは、食品表示というよりは、商品を探すとか、視認するために大きな役割を果たしているわけですから、単純に連動というののもいかなものかなと思います。これは、家の中でもそうですね、何々を探すという時には、これを見るわけですね、デザインを含めて、ですから、それは一定におっしゃる意味はわかります。このスペースを義務表示事項の方に割けないとか、いろいろあると思うんですけれども、やはり表現をする時は注意していただかないと、商品名は大きいのに、表示事項の記載については小さ過ぎるというふうな単純な方に行ってしまうのは、非常に恐れを持ちます。商品名等の大きさというのは、大きな意味がある、役割を果たされていると、やはり位置づけないとまずいと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○神宮司審議官 今の点で1つだけ補足をさせていただきたいんですけれども、もちろん、商品名の方は、ここで言っている食品表示というものとは性質が違う、義務的表示事項と

して義務づけようとしているものとは性質が違う、それはわかっているわけでございまして、それをどうわかっているかといいますと、義務的表示事項というのは、必ずしも事業者の方が積極的に表示するインセンティブがあるとはかぎらないということでございます。もちろん、それを、例えばポイントを決めてしまって、罰則を含めて強制して、ごりごりと何ポイントに表示しろというのも1つの規制のかけ方ですけれども、逆に、商品名の方は、事業者は商品を売りたいわけですから、それは逆に訴求したいわけですから。そうすると、商品名は大きく書きたいというのはインセンティブとして働きますので、義務的表示事項とは違う、これは一種の広告かもしれませんけれども、広告表示事項というものの方については、事業者は積極的に表示したいというインセンティブがあるということを利用して、間接的に義務的表示事項の方のポイントを確保しようということですので、この2つは性質が違う表示だということにはわかっているというか、むしろそれを前提としての制度でございます。

○池戸座長 では、仲谷委員。

○仲谷委員 表示のわかりやすさという観点からいうと、前回も言いましたが、視認性と見つけやすさと理解のしやすさというところが、まず、あるのではないかと思います。

確かに、視認性ということであれば、文字を大きくすると、現在、食品表示の中には、ある一定の場所の中に、多くの文字が小さい字でいろんな要素を含んだ表示が入り混じって表示されているために、非常にわかりづらいというふうなことではないかと思います。

したがって、今申し上げました視認性ということであれば、確かに文字を、しかし、わかりやすさということでは、それだけではなくて、やはりどこにそれが表示してあるのかということが項目別に非常にわかりやすいとか、あるいは言葉として理解できる、よく私どもに質問が来るのが、調味料(アミノ酸等)、これはどういうことなのでしょうと、これは、言葉としてはわかりやすいんですけども、意味としては、非常に理解しづらいということではないかと思いますので、そういった言葉の定義と書いてありますが、これも少し、一般の消費者の方が理解しやすいような文言に、これは表示法だけではなくて、元の法令のところに戻らないといけないかもわかりませんが、一度検討する余地があるのではないかと思います。

○池戸座長 では、手島委員。

○手島委員 2番の項目の食品表示をわかりやすくするための取組についての第2段目なのですけれども、わかりにくくしている理由の1つは、法律ごとに用いている言葉が違うということで、そういったことを新法にすることによって統一させるということが、1つの大きなメリットかなと思っていたんですが、この2段目のパラグラフの4行目なのですが、言葉を統一するという時に、その目的をできる限り簡明なものとするのは、私としてはどうかということがあるんですが、用語の定義の統一、整理を図る上でも目的は簡明なものとするを前提に検討を進める方がよいのではないかとあるんですが、この目的をできる限り簡明なものというのは、よくわからないんですが、用語の統一ということで

あれば、比較的作業は、それほど難しくないのではないかと思います。

○神宮司審議官 少し具体例でご説明いたしますが、現在、食品衛生法とJAS法で、例えば生鮮食品と加工食品の境界線のところが、解釈として違っているという問題がありますけれども、なぜ違っているかということについて見ますと、やはり食品衛生法の方は、公衆衛生という切り口で考えるのに対して、JAS法の方はあくまで商品の品質で考えるからということで、両者の境界線が違っているということはあるかと思います。

こういうように、法律の規定の解釈、具体的な作用規定の要件を定めた構成要件の解釈というものに当たっては、しばしばその法律の1条のところに書いてある目的規定の趣旨というものが影響してくることがあります。

そうすると、目的にごちゃごちゃいろんな目的が書いてあると、どの目的に即して、例えば生鮮食品には生鮮食品という定義をすればよいのかというのがばらばらになってしまう。その意味で、目的は簡明にした方が解釈は一義的に明確になるということがございます。

それでも安全性と、その他商品選択上重要な事項というのが並列する形でご提案させていただいておりますのは、ちょっと折衷的なご提案にはなっているんですけども、それでも三法の法律をばらばらに目的規定に書いていくよりは、今、言ったような部分で、解釈は一義的に明確になりやすいと思ったということがございます。

○池戸座長 どうぞ。

○迫委員 表示の文字を大きくするというところについて、1つお話をさせていただきます。

従前の8ポイントという数字は、いかにも小さい。これは、現在のような超高齢社会を迎える前の時代の数値ではないか。現在、高齢化率22%を超えているわけで、これが今後30%、40%と上がっていきこうとしている。

そういう中で、高齢者がきちんと読み取れる文字のサイズ、適正サイズというものがあるのではないか。その時代に合わせた変化をきちんととらえていくという意味では重要なことではないかと思えます。

そういう意味で、表示の面積、義務表示等々を行うそのスペースがないという意見もありますけれども、それはパッケージ全体の中での割合の問題になるであろうと。ですから、広告表示の部分の文字のサイズというよりも、全体のパッケージの表示可能範囲、それに対する割合をどのくらいに持つのかという設定の問題でありましょうし、最低ラインを9ポイントにここで変えていくというのは、そういう意味で高齢化に対応していくという意味では、非常に重要な動き方ではないかと思えます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。それでは、鬼武委員。

○鬼武委員 重複するところもありますけれども、コメントペーパー6ページのところで、先ほど他の委員の方からも意見がありましたけれども、わかりやすさというものがどうい

うものかということであると、やはり字の大きさだけではないでしょうし、消費者サイドからすると、理解しやすさ等、いろいろな要素があると思います。その1つとして、字の大きさだろうと思いますし、他にもたくさん検討しなければいけない。例えばラベル表示の字の背景と色の字体が同じだったら見難いとか、透明な容器だったらと、同様に活字が透けて見えるとかいろいろ懸念されることが発生し、字の大きさだけではないと考えます。事務局から提案されている表示スペースについては、義務表示の字の大きさと、任意表示の字の大きさに関して法律で規制すると、表示面積に対して取り締まることがどこまで可能であるか疑問を感じています。仮に法律で表示スペースの割合を規定した際に、規制するサイドで監視・執行はかなりの難度が要求され、実効性や食品表示の優先度の点からもあまり高いとは考えられません。むしろ、これまでの食品表示の事例からわかりやすい、今回の趣旨としては見やすい表示事例を収集した上で、先に述べたように表示の見え難い事例等も総合的に提示していくことくらいで考えるべきです。割合表示を義務化するには、時期尚早だと思います。

以上です。

○池戸座長 山根委員、どうぞ。

○山根委員 文字の大きさを大きくするのは必要だといいます。歓迎されることだと思いますけれども、やはり番号化とか、今の表示を削るということではなくて、他の方策、この3つ目にある相対的に連動させていうのはとてもよい取組かなと思っています。

それから、遺伝子組換え食品と添加物等についても、本来でしたら、そもそも一元化の議論ということで、とても期待されるどころというか、課題がとても多くあって、しっかり議論すべきところではあったんですけども、そこは今回踏み込んでいないということで、まとめることは時間的には無理だとは思っています。

ただ、今後、きちんと議論をして改善したり、見直しをしたりということは、絶対に必要なことだと思っていますので、何度か言っていますけれども、やはりきちんと検討の場を設けて、今後、やっていくべきだと思うので、その辺りは、方向性というか、そうすべきだということは、報告書に書けるのではないかと思います。

○池戸座長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 関連して、山根さんのご意見に基本的に賛成です。食品表示をわかりやすくするための取組の中で、食品添加物の表示の在り方というのは、やはり避けて通れない部分だと思うんです。現状のままでよいのか、あるいはどうするのかというところは、表示一元化のところでも、やはりきちんと議論をすべきではないかなと思っています。表記の仕方、例えば、今のままの表記の仕方というのが、やはり消費者にとっての表示欄のわかりにくさに直接的につながっている部分であるので、一体どういうふうにして書けば、消費者の人たちも選択に資するところも満足して、あと、わかりやすさもあってみたいところを、もうちょっと踏み込んで議論した方がよいかなと思っています。

○池戸座長 その他、何かございますか、何かよい案が、どうぞ。

○森田委員 3ページの2の食品表示をわかりやすくするための取組の2パラのところは、何度も出てきているかと思うんですけども、やはりここに来るのは唐突というのと、持ってくるとしたら、目的のところは、やはり持ってくるべきというのが、まず、1点。

それから、制度的なわかりにくさを解消するために、目的を簡明にするということが直結するというご説明が、私はよくわからなくて、そもそも食品表示の目的というのは、全部違うわけで、それを逆に一本にしてしまうと、むしろ、無理があると思います。例えば安全のためと、選択のためというのが、ものによっては、人によっても違う、例えば鬼武委員の資料にあるように、遺伝子組換えの食品添加物は安全ではないという人もいれば、安全だという人もいるし、解釈が人によって変わったりするわけですから、まず、本当は、そのところのレビューが必要なのです。目的を簡明にするということが、わかりにくさの解消になるのか。そのわかりにくさというところを、整理すべきだと思います。

○神宮司審議官 ご意見として承っておきます。ただ1つだけ、ここでいっている目的というのは、食品表示の目的というような抽象的な方の目的ではなくて、これはどちらかという、第1条に書くような、そういう意味での法律の目的という方の意味です。

そして、誰にとって解釈運用が一義的に明確になるかという、それは、その法規の解釈運用を行う行政当局というか、最終的には、それを取消訴訟で取り扱う裁判所というか、司法にとって解釈が、つまり、法律の規定の解釈が一義的に明確になるという方の意味でございまして、消費者にとって、いろいろ表示の意味が、受け取り方がばらばらだと、それとは関係ございません。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 それだったら、主語をはっきりさせることと、ここでの記述は食品表示をわかりやすくするためと、やはり購買する人というか、それが前提として、文書のロジックが流れていて、法を解釈する人とか、それに関する定義をどのように改善するのかについては、これまでの検討会で幾度か発言していますように、事務局サイドで整理すべきでしょう。さらに今回の食品表示一元化の中で、法律上の解釈を修正する文書がここに記述されることは不適切だと思われます。仮に記述する際には、主語を明確にして、関心のあると思われる事業者もしくは法を取り締まる地方行政局の方々が正確に認識できるように、消費者庁として食品表示を監督する上でそのことを明文化して、他のところに記述した方がよいと思われます。ここでの論点はわかりやすさとは、まずは、やはり消費者が選ぶことからの趣旨で記載すべきであり、今回の消費者庁の提案は文脈からしても違和感があります。

○神宮司審議官 たびたびご指摘いただいて、同じことを言われていますが、たたき台ゆえに、まだ、報告書案としてはしておりませんし、かなり急いでつくっておりますので、文書審査的なところのご意見はご勘弁いただきたいと思います。そのところは、いずれ報告書案というものをつくっていくところでは、もちろん、精査いたしますし、書く場所等は、報告書にする段階で、また整理させていただきたいと思います。

○池戸座長 確かに、ここの解釈が、一般の人が読むとわかりづらいですので、ここは文章の方で、次の時に、また修正していただくということにしたいと思います。

その他、ここの関係でいかがでしょうか。よろしいですか、ちょっと時間もあれなので、どうぞ。

○山根委員 今の中で、3行目の新法の解釈運用を一義的で明確なものにするためということは、これは監視執行体制を一本化するという意味でよろしいんですね。

○神宮司審議官 それは、実体法規の解釈の問題ですから、監視執行体制という手続、体制面での話とは分けて考えております。要するに、法の解釈というのは、最終的に裁判所がやるものですから、別に執行当局が複数あろうと、その意味では関係ございません。

また、新法の所管の仕方にもよりますけれども、消費者庁が食品表示法を所管する場合には、解釈運用については、消費者庁のところで統一することになりますので、ご指摘があったような執行体制というのは、主として地方におけるものを含めたものかと思っておりますので、そこは解釈のような話と切り離れたことだと思っております。

○池戸座長 だから、そこはわかりやすく、理解しやすい文章で書きたいいただいた方がよいかと思っております。

どうぞ。

○田崎委員 今のご質問に関連してですけれども、規格基準等、厚生労働省側が所管している部分と表示との関係は相当複雑に来ていると思うんです。先ほどの食肉製品とか、冷凍食品についても、そういう所管については、これからの話なのかもしれないですけれども、消費者庁が表示の解釈として受けるという理解でよろしいですか。

○増田課長 食品衛生法第19条の表示基準については、消費者庁が発足した時から、消費者庁の所管になっておりますので、その部分は、100%消費者庁で所管し、解釈することになっております。

○田崎委員 成分規格表示についても消費者庁の解釈ということですね。

○池戸座長 よろしいでしょうか。それでは、ちょっと時間も進んでいますけれども、時間ある限り、次のところに進ませていただきまして、説明だけ、とりあえず、事務局の方からやらせていただいて。

○平山企画官 残り時間が限られておりますけれども、論点3についてご説明したいと思います。

論点の3、食品表示の適用範囲でございます。今、食品表示の法令の適用となっていない販売形態、これについてどうするかということでございます。

ここは、2つに分けて考えております。まず、1つ目は、インスタ加工、量り売り、外食ということでございます。

ここは、ご案内のとおり、実際にお店で対面、店員の方からお買いになるということ。店員を通じて、様々な注文をするということがございますけれども、日々、インスタ加工や量り売り、外食等を利用するという方が多いので、特に、この前の意見交換会でご意

見がございましたように、アレルギー症状を持つ方にとっては、アレルギー表示がちゃんと表示されていないと、かなり大変だということでございます。それを1パラの方に書いております。

それから「一方」ということでございますけれども、事業者の皆様にとってみれば、そこに3つほど掲げてございますけれども、調理や盛り付けによってばらつきがあると、同じメニューでもばらついてしまうということや、外食のお店であれば、日替わりメニューということで、日々、メニューが変わるということもある。3点目は、店員の方が関わりますので、実際に注文する際にお聞きになったり、実際に注文する時に、こういうのは避けてほしいということ等を調整できるのではないかとということでございますので、外食や量り売りについては、パッケージと同様に表示を行うということは、難しいのではないかとということでございます。

ただ、ここでは、たたき台としてのご提案でございますけれども、アレルギー表示の情報提供につきましては、例えば、義務づけを行うことや、あるいは自主的な取組を推奨すること等、いろいろな方法があると思っておりますけれども、何らかの形で、情報提供ができるということを検討してはどうかというふうにご提案してございます。

2のところでございますけれども、これは、もう一つ別な形で自動販売機やネット販売、カタログ販売、これは、最初の1パラにございますように、その商品そのものには表示があるのですけれども、例えばカタログとかネット上には表示がないというカテゴリでございます。

そこで、それぞれ整理してございますけれども、例えば、自動販売機は、いろいろご議論があるかと思っておりますけれども、基本的に売られている商品が、それほど高くないものということと、あと、どちらかという、自分で買いたいものを買に行かれるということだろうということでございます。

ただ、一方、インターネット販売は、非常に便利であるということと、自動販売機に比べて、商品によってはかなり価値のあるものがあるということでございます。あと、手続きが簡単になっておりますので、短時間で取引が完了するというような状況があるということでございます。

ですので、このような状況を踏まえますと、ご提案としては、インターネット販売については、ネット上に、実際の商品の内容を示す表示をしていただいておりますかどうかということ。

それから、カタログ販売についても、同様に検討してはどうかということでございます。

ただ、そのやり方もいろいろございますので、事業者の方、今、様々な形で情報開示のご努力をされておりますけれども、そのような意欲的な事業者の皆様が取組、主体的な取組を助長する環境整備ということも検討してはどうかということで、ご提案させていただいております。

ご議論のほど、よろしくお願いたします。

○池戸座長 ありがとうございます。今日は時間も限られておりますので、少し延びて

もよいかと思うのですが、時間の範囲内で、もし、ご意見がありましたら。この内容につきましては、また引き続きの議論にさせていただきたいと思いますが、とりあえず、今のところで、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 大変私たち生活の中で、より身近でもあり、比重も急速に高まっている分野だと思いますので、そういう点で、いわゆる今回の問題意識の範囲として入れたということについて、大変うれしいなと思います。

ただ、もう一方で、食品表示に関する、現在の法令の適用対象ではないという部分も含めてあって、十分消費者庁側の方で、この辺のところの実態がどういうふうになっていて、どんな問題があるのかということも含めて、それは、十分把握できているというふうにも、まだ、思っていない、この間のところで、そういう中身では十分出てきていないと思います。

一方で、アレルギーの情報提供というのは、大変重要な課題でもあって、早くやってほしいという思いもあります。ただ、やはり残念な部分でもありますけれども、ここの検討会の議論の中では、十分成熟した議論ができていないということでもありますし、時間も足りないので、早急に検討を、この分野についてはすることが必要ではないかということが、とりあえず、現時点でのここのところ言えば、そういう感じで、次に委ねるけれども、早くやってほしいということで、私の意見としては、そんなふうに思っています。

○池戸座長 ありがとうございます。では、中村委員。

○中村委員 以前にも申し上げましたけれども、例えば自動販売機ですが、アレルギーを確認するためにも、缶とかペットボトルが出てくれば、それは飲む前に確認できるわけです。しかしながら、私が言っているのは、濃縮液を希釈するものについては、原液の中に何が入っているかということを示すことをきちんと表示してもらわないと、アレルギー物質が入っているかどうかを確認できないので、自動販売機とおっしゃる時は、区別をしていただきたいということをお願いしてきたところです。

○池戸座長 鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 お手元のコメントペーパー9ページのところをご覧ください。インスタとか、量り売りとか、外食というような販売形態について、今回の食品表示の適用範囲ということも検討する必要はあるでしょう。特に、アレルギーについては、いろんな形で、従前にも申し上げたように、食品表示に関する情報提供のプライオリティーとしては高く、現行の義務表示以上の範囲に及ぶところも検討すべきであるかもしれないのですが、その場合は、本検討会ではなく別の専門家の検討会で十分に議論した上で、この課題は整理されるべきだと思います。したがって、発言した趣旨に基づいて、別の表現の方が適切ではないかと考えます。本検討会で拙速にアレルギー表示に関してここまで広げなさいということは、責任を持って記述できないと考えます。例えばいろんな形で売られている、ケーキだとかのアレルギー表示をどのように対応すべきであるかまで勧告できませんし、範囲について断定的には言えないと思います。それが1つ。

あと、カタログ、自動販売機、インターネットについては、今回の検討会でほとんど議論していないので、ここに記述することには慎重さが求められます。また、本検討会メンバーでこの部分をカバーできる専門家も出席していないですし、この範囲で検討するのであれば経験のある専門家を招集して検討しなければならないことと、現行のラベル表示の原則は容器包装詰め食品であることから、今後の法体系でどこまで規制をするか等の適用について慎重にどこまでできるか検討すべきであり、もう一度議論の場が必要だと思えます。

それから、関連する情報として自動販売機について記述していますが、いろいろな自動販売機の形態があることが少しわかりました。ここに示したように、渋谷で青果物のバナナを売られていました。事務局の資料で安価はありませんでした。これは1つの事例ですが、仮に事務局が自動販売機について検討するのであれば、現状を詳しく調査した上で、分析を行う必要があるでしょう。別にこのことでこだわっているわけではないのですけれども、少しこの部分については調査及び分析が必要であり、事務局としての再調査で何らかの提案があればコメントをします。仮に総合的な考察ができる調査が報告された場合には、検討会として判断できる可能性は否定しませんが、現時点では今後の方向性としては、本検討会ではさらなる検討が必要であるということくらいしか記述出来なんでしょうし、踏み込んで書けないと思います。これまで本検討会で具体的に議論していないことですから、慎重に記述をお願いしたい。以上です。

○池戸座長 では、森委員。

○森委員 ただいま意見のあった、委員の方と基本的には同じでございまして、ここで十分な議論が尽くされていないということもございまして。そういったところでは、例えばインターネットの部分には、義務表示と同じ事項をインターネット上にも記載させることを検討してはどうかと、かなり踏み込んだ書きぶりになっております。

そういった書きぶりを見ますと、我々としても、そこまで議論はしていませんねということですので、ここにつきましては、もう少し取扱いを慎重にさせていただいた方がよろしいのではないかと。いろんなご専門の方の意見も聞く機会を設けるといって、冒頭に池戸座長さんの方からご案内がございましたけれども、それだけで十分かどうかということもございまして。ですから、一歩踏み込んだ書き方まではいかがなものかというふうに考えてございまして。

○池戸座長 今日は時間が、もう3時間経ちましたので、次回、残りの議論できなかった論点について持ち越しで議論していただきたいと思えます。

今までのものを整理した形で、また、求められた資料もできるだけ用意するという形でご議論をいただきたいと思っておりますので、とりあえず、本日は、これにて終了という形にさせていただきたいと思えます。

次回は5月ということになりますので、日にちはまだ決まっていないということで、長時間、本当にお疲れ様でございました。ありがとうございます。

午後 4 時 3 0 分 閉会